

# 池袋駅地区バリアフリー基本構想

## 【エリア拡大編】

平成26年4月

豊島区



## 【目次】

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| <b>I. 基本構想【エリア拡大編】策定の経緯と策定の流れ</b> |    |
| 1. 基本構想のエリア拡大に関する経緯               | 1  |
| 2. 検討体制                           | 2  |
| 3. 基本構想の位置づけ                      | 3  |
| 4. 策定の流れ                          | 5  |
| <br>                              |    |
| <b>II. バリアフリー基本構想【エリア拡大編】</b>     |    |
| 1. 基本方針                           | 6  |
| 2. 生活関連施設、経路の設定                   | 7  |
| 3. 重点整備地区（エリア拡大）の設定               | 9  |
| 4. 特定事業                           | 12 |
| 5. 心のバリアフリーへの取り組み                 | 34 |
| 6. 実現に向けて                         | 38 |
| <br>                              |    |
| <b>参考資料</b>                       |    |
| 1. 協議会設置要綱                        |    |
| 2. 住民部会・事業者部会の実施概要                |    |



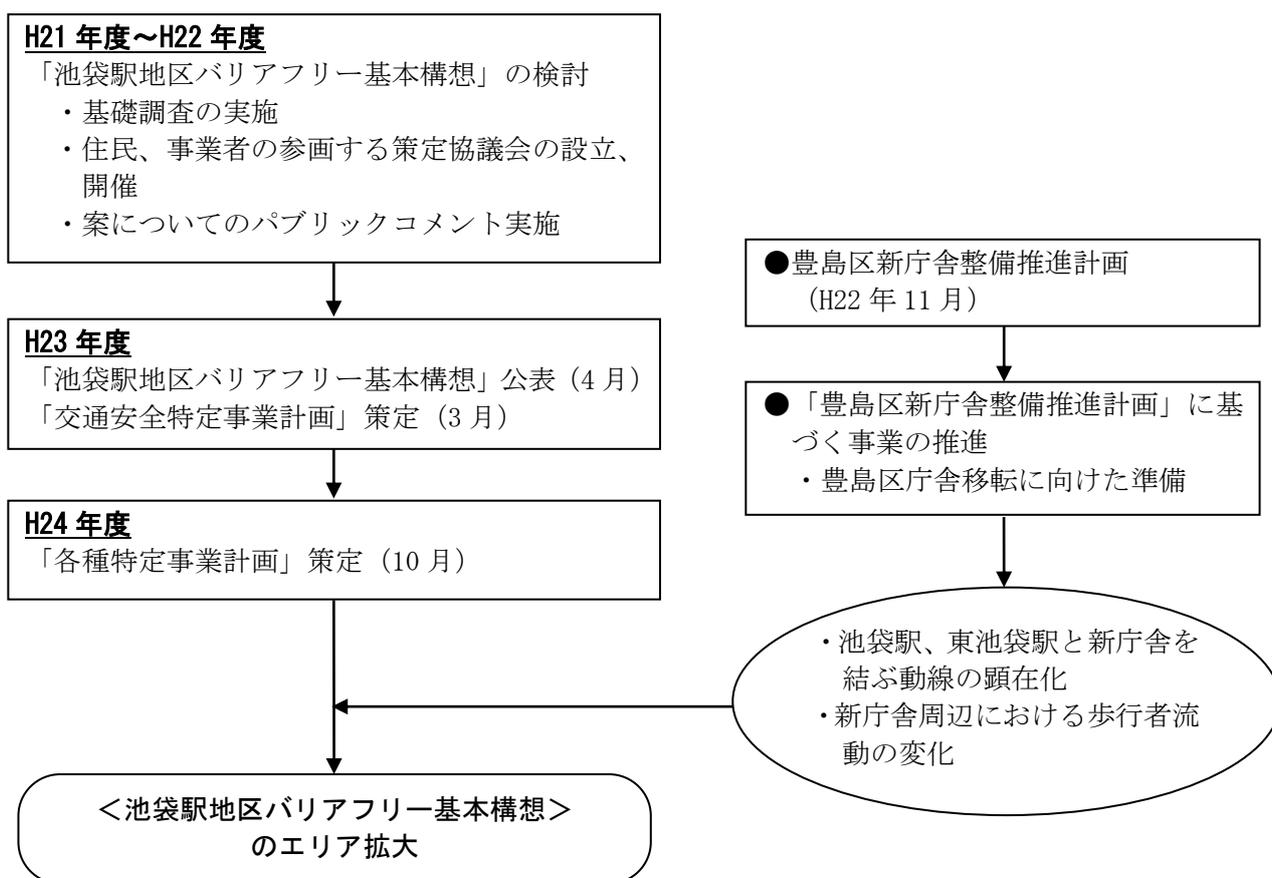
# Ⅰ. 基本構想【エリア拡大編】策定の経緯と策定の流れ

## 1. 基本構想のエリア拡大に関する経緯

「池袋駅地区バリアフリー基本構想」は、平成21年に設置された「池袋駅地区交通バリアフリー基本構想策定協議会」において、住民や関係事業者等による検討、合意形成を経て、平成23年4月に策定されました。その後、同基本構想に基づき、各事業者が特定事業計画を策定し、現在は、その事業計画に基づいてバリアフリー化整備が進められています。

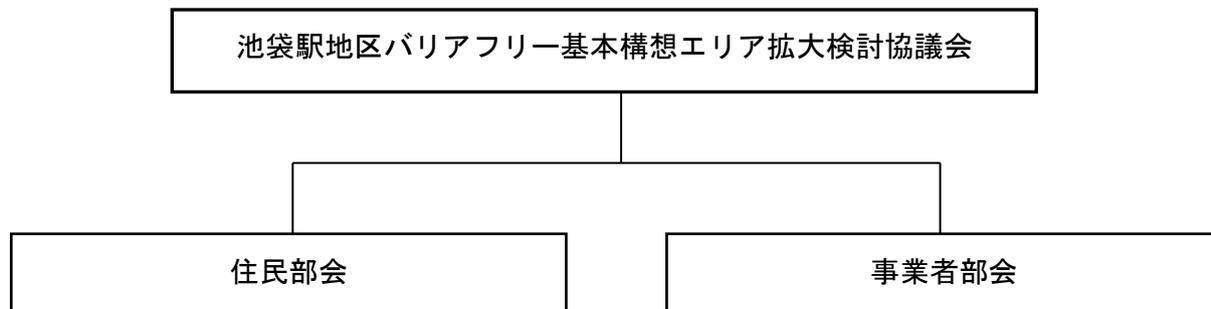
一方、豊島区では、平成27年春の区庁舎移転に向けて新庁舎整備事業に取り組んでいます。区庁舎移転後は、池袋駅や東池袋駅と新庁舎とを結ぶ新たな人の流れが生まれ、新庁舎に近接する東池袋駅周辺の歩行者流動の増加が見込まれることから、「池袋駅地区バリアフリー基本構想」においては、『新庁舎は、移転後に生活関連施設とし、至る経路を生活関連経路とする。』『新庁舎建設に併せて、周辺道路等のバリアフリー化整備を実施する。』と整理していました。

この度、新庁舎の整備、区庁舎の移転に伴う環境の変化を念頭に、新庁舎周辺における生活関連施設及び生活関連経路を加えて重点整備地区のエリアを拡大し、拡大エリアを対象とした「池袋駅地区バリアフリー基本構想【エリア拡大編】」（以下、「基本構想【エリア拡大編】」とする）を策定いたしました。



## 2. 検討体制

「基本構想【エリア拡大編】」の策定にあたっては、関係者で組織される「池袋駅地区バリアフリー基本構想エリア拡大検討協議会」を設置し、検討を進めました。また、住民部会、事業者部会を設置することにより、様々な立場の方の具体的な意向を把握し、協議会における検討に反映させてきました。



### ■池袋駅地区バリアフリー基本構想エリア拡大検討協議会

- ・池袋駅地区バリアフリー基本構想エリア拡大検討協議会設置要綱（平成 25 年 7 月 31 日 都市整備部長決定）に基づき設置する。
- ・協議会委員は、同要綱に定める。
- ・事務局は、保健福祉部福祉総務課並びに都市整備拠点まちづくり担当課長が勤める。

### ■住民部会・事業者部会

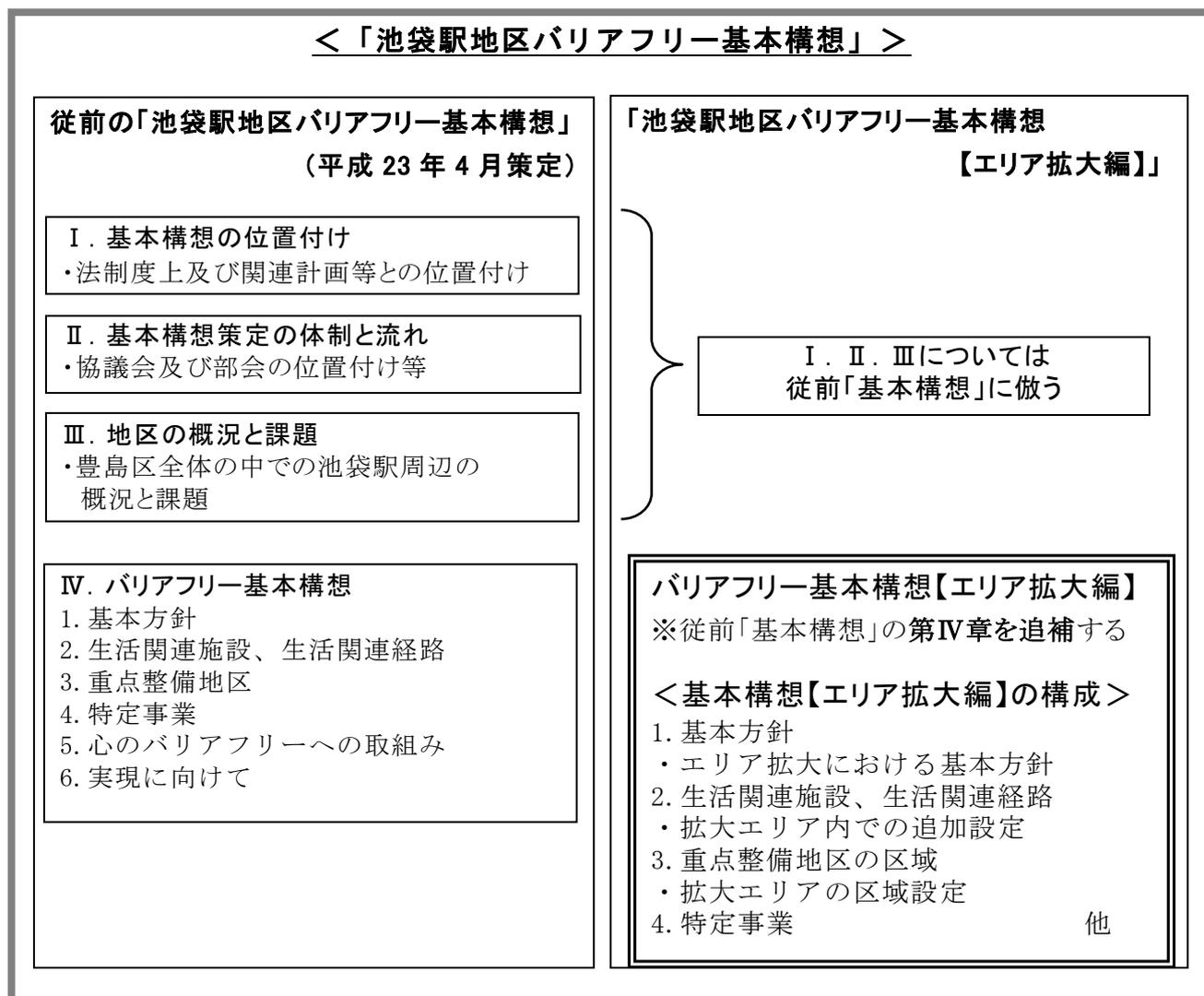
- ・検討テーマにより参加メンバーを決定し、運営する。
- ・活動状況、検討内容等は随時、協議会に報告する。

### 3. 基本構想の位置づけ

本「基本構想【エリア拡大編】」は、平成23年4月に策定した「池袋駅地区バリアフリー基本構想」をベースとして、生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区及び特定事業等について追加設定するものです。

従前の「基本構想（平成23年4月策定）」に定める特定事業等は、整備目標年次が異なり、また現在、特定事業計画に基づき各事業者により事業が進行中であることから、これらの見直しは行いません。

なお、「基本構想【エリア拡大編】」の策定後は、従前の「基本構想（平成23年4月策定）」と併せて一体の「池袋駅地区バリアフリー基本構想」として位置付け、進捗管理、スパイラルアップを実施してきます。



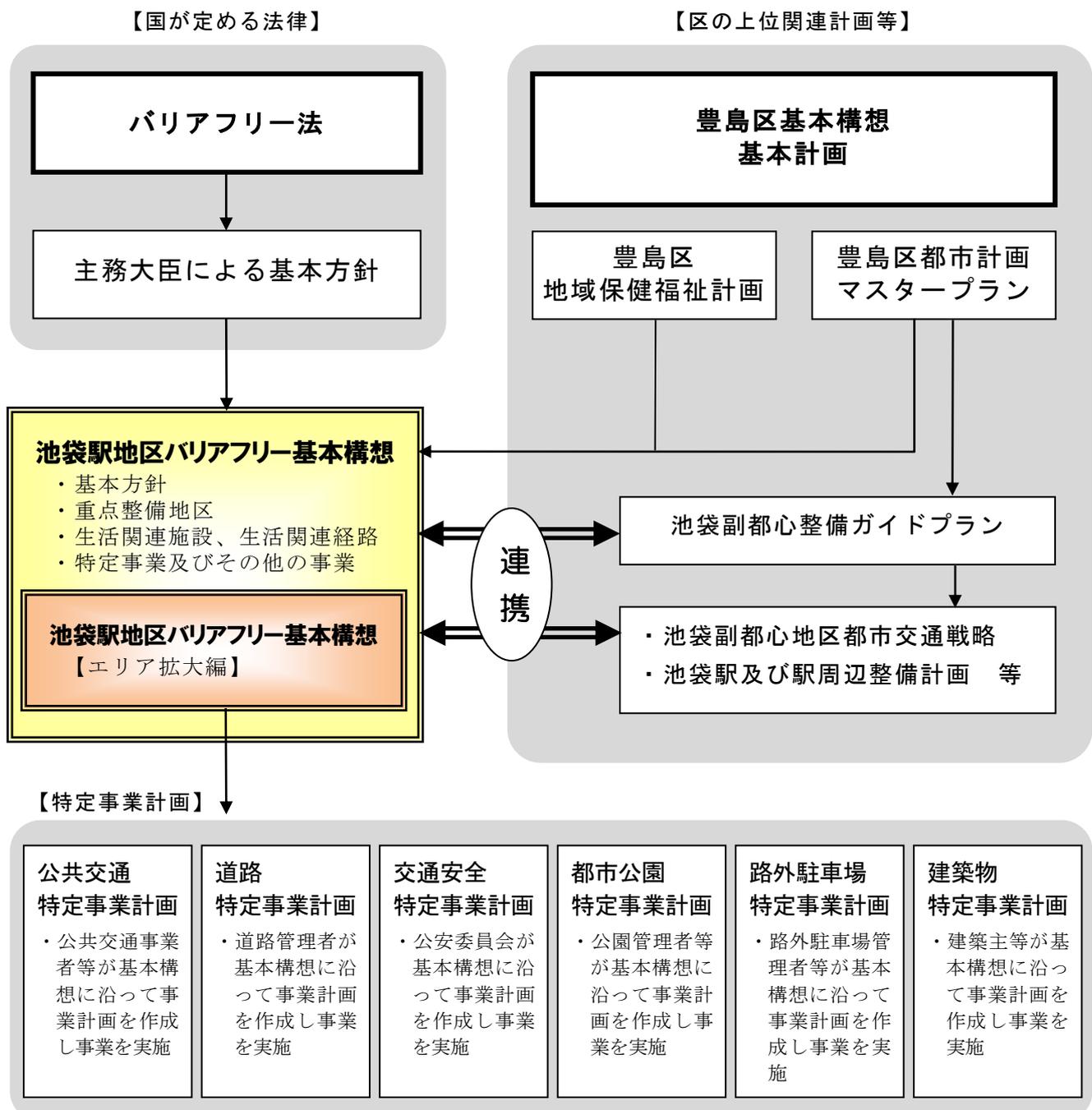
両者を併せて「池袋駅地区バリアフリー基本構想」として位置付け、一体的なバリアフリー化整備を推進していく

## 参考 バリアフリー法、豊島区基本構想、その他の計画との関係

「基本構想【エリア拡大編】」は、従前の「基本構想（平成23年4月策定）」を追補するものであり、バリアフリー法及び基本方針に従い策定し、様々な上位関連計画等との整合・連携を図ります。

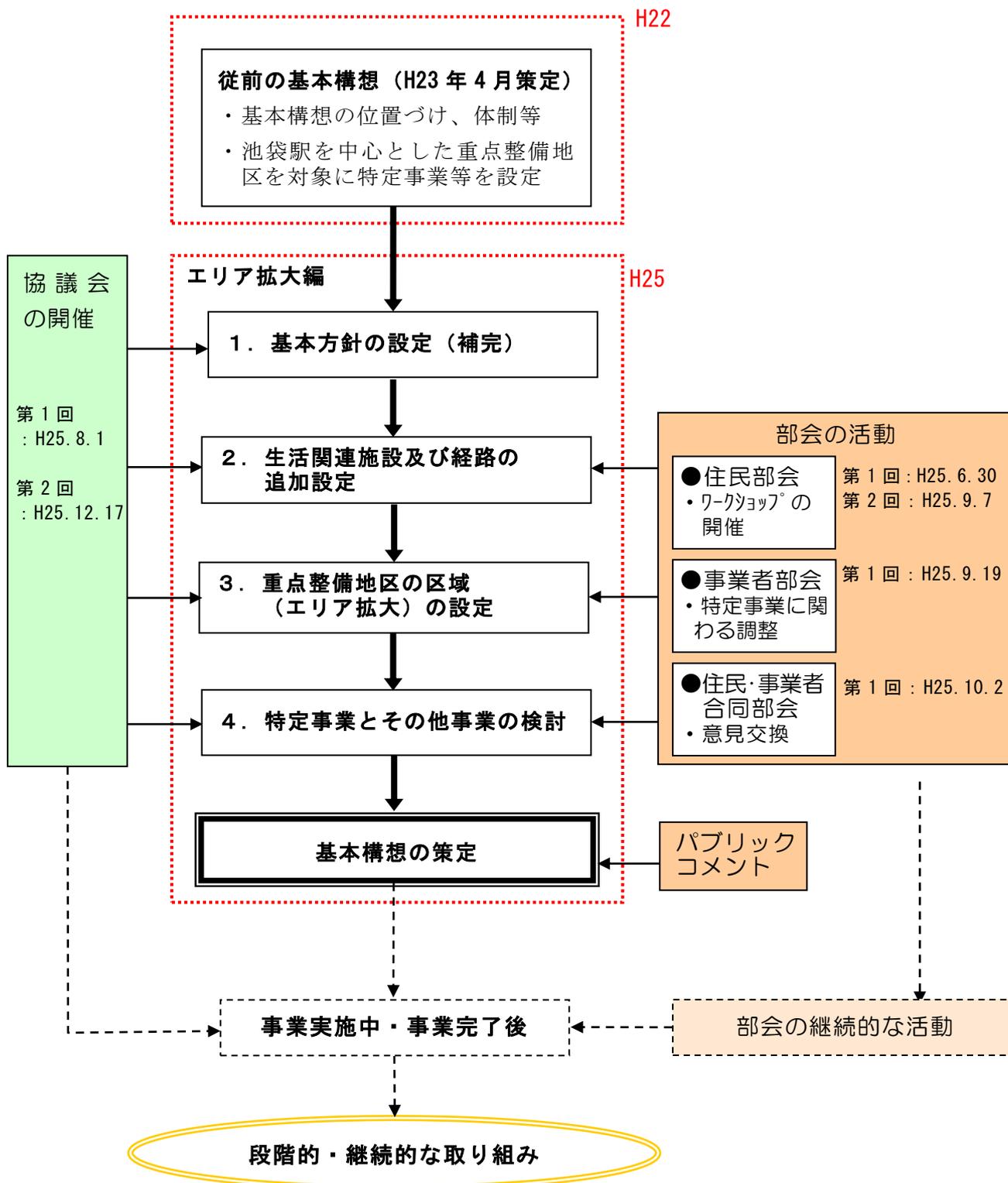
なお、バリアフリー基本構想は、バリアフリー化に関する基本的な事項を記載するものであり、基本構想の策定後には、重点整備地区内における事業計画として、それぞれの事業者が特定事業計画を作成し、事業を実施していきます。

バリアフリー化整備をセーフコミュニティ活動の一つとして積極的に取り組むことにより、「誰もが安全・安心に自立した生活を送れるまちづくり」を目指していきます。



## 4. 策定の流れ

協議会では、従前の「基本構想（平成 23 年 4 月策定）」を前提に、住民部会（ワークショップ等）における利用者の方の意見や事業者部会等を通じた事業者の意向等を踏まえながら、今後の具体的な対応策（特定事業等）を検討、設定し、「基本構想【エリア拡大編】」を策定しました。



## II. バリアフリー基本構想【エリア拡大編】

### 1. 基本方針

従前の「基本構想」における基本方針をベースとして、区庁舎の移転、東池袋駅および駅周辺へのエリア拡大を念頭に、内容を補完して再設定します。

#### ■基本方針

##### ①池袋駅及び東池袋駅から広がる地下通路を含む駅周辺の連続的なバリアフリー整備

- ・通行量の多い地下通路を対象とし、駅から目的地までのバリアフリー整備を連続させます。
- ・区庁舎の移転に伴い、歩行者通行量の増加が予想される東池袋駅も対象とし、連続的なバリアフリー整備を図ります。

##### ②通行量が多く人の流れが複雑な通路や路線の快適化

- ・膨大な通行量と複雑な流動の地下通路や、駅周辺の主要路線において、安全・快適な移動空間の確保を図ります。また、関係者が連携したサイン等案内誘導システムの整備による移動支援の充実も図っていきます。

##### ③事業の集中と他のまちづくりとの連携

- ・池袋駅及び駅周辺は、利用客や公共施設、商業施設の数が多く、また開発計画も複数あることから、対象地区をしぼり、重点的・一体的に整備することで、効率的・効果的なバリアフリー化を図っていきます。
- ・区庁舎の移転により、利用者の増加が見込まれる東池袋駅及び駅周辺は、既存の大規模商業施設や文化施設とも連携して、今後のまちづくりに資するバリアフリー化を図っていきます。

##### ④関係事業者との連携

- ・交通事業者、百貨店、地元商店会など、関係者間で十分な調整を行った上で構想・計画を策定するとともに、実施段階以降も継続的に連携していくことで、一体的で質の高いバリアフリーの実現を図っていきます。

##### ⑤心のバリアフリー

- ・誰にとっても安全・安心なまちづくりを進めるためにユニバーサルデザインの普及・啓発を行うとともに、区民や関係者との協働により交通マナーやモラルの向上に努めていきます。

## 2. 生活関連施設、経路の設定

### 1) 生活関連施設、経路の設定の定義

バリアフリー法では、生活関連施設及び経路を次の通り定義しています。

|               |   |
|---------------|---|
| <b>生活関連施設</b> | ：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、<br>官公庁施設、福祉施設その他の施設 |
| <b>生活関連経路</b> | ：生活関連施設相互間の経路   |

### 2) 生活関連施設の追加設定

#### (1) 設定の考え方

事業中の新区庁舎及びサンシャインシティ周辺のエリアにおける下表の施設を新たに生活関連施設として設定します。

| 施設         | 対象施設の設定方針                                  |   |
|------------|--|---|
| 旅客施設       | ・東池袋駅、都電荒川線の2つの電停、及びバス停、都市計画バスターミナルを対象とする。 |   |
| 官公庁施設・福祉施設 | ・新たに設定する重点整備地区区域内の全ての官公庁施設を対象とする。          |   |
| 公園         | ・新たに設定する重点整備地区区域内の全ての公園を対象とする。             |   |
| 駐車場        | ・新たに設定する重点整備地区区域内の都市計画駐車場を対象とする。           |   |
| その他建築物     | 商業施設                                       | ・売場面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上の商業施設を対象とする。 |
|            | 文化施設                                       | ・豊島区立中央図書館を対象とする。                         |
|            | その他  | ・郵便局を対象とする。                               |

#### (2) 生活関連施設の設定

上記の設定方針に基づき、下記の施設を生活関連施設として新たに設定します。

| 項目     | 生活関連施設                           |                                 |
|--------|----------------------------------|---------------------------------|
| 旅客施設   | 特定旅客施設<br>※1日の利用者数が3,000人以上の旅客施設 | 東京メトロ有楽町線 東池袋駅                  |
|        | その他の旅客施設                         | 都電荒川線 東池袋四丁目電停                  |
|        |                                  | 都電荒川線 雑司ヶ谷電停                    |
|        | 各バス事業者の停留所、バスターミナル               |                                 |
| 官公庁施設  | 豊島区役所（新庁舎）（整備中）                  |                                 |
|        | サンシャイン前交番                        |                                 |
|        | 東池袋交番                            |                                 |
|        | 池袋公共職業安定所                        |                                 |
| 公園     | 東池袋公園                            |                                 |
|        | 東池袋中央公園                          |                                 |
|        | 日の出町公園                           |                                 |
| 駐車場    | サンシャインシティ駐車場                     |                                 |
| その他建築物 | 複合施設                             | サンシャインシティ（商業施設、文化施設、宿泊施設等の複合施設） |
|        | 文化施設                             | 豊島区立中央図書館                       |
|        | その他                              | 豊島郵便局                           |

### 3) 生活関連経路の追加設定

#### (1) 設定の考え方

前項で示した各「生活関連施設」の相互を結ぶ経路を「生活関連経路」とし、地区内の回遊性に配慮した設定とします。また、従前の「基本構想」で設定した生活関連経路と連続させるものとします。

地域の状況等により各種基準に適合したバリアフリー化整備が難しい箇所のうち、通行量や生活関連施設の立地状況等から利用環境の向上が望まれる箇所については、「準生活関連経路」として位置づけます。

#### (2) 生活関連経路等の設定

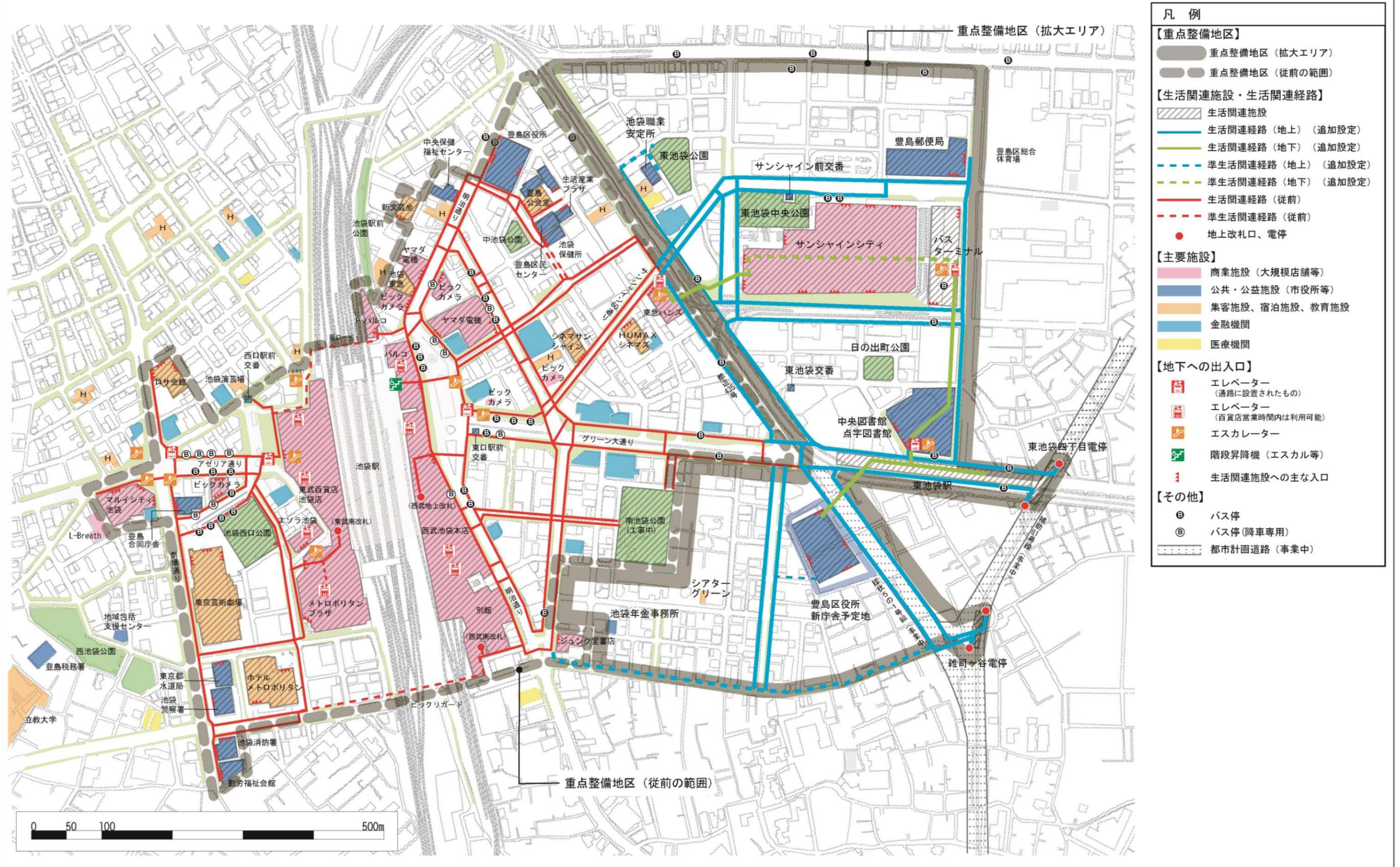
設定の考え方にに基づき、生活関連経路及び準生活関連経路を下記の通り設定します。

| 考え方  | 路線名/呼称                       | 区間   | 管理者                                    |
|--|------------------------------|--|--|
| ● 生活関連経路<br>・ 特定旅客施設の主要出入口～その他の生活関連施設<br>・ その他の生活関連施設間 | 環状5の1号線<br>(整備中)             | 東池袋交差点～雑司ヶ谷電停  | 東京都                                    |
|  | 都道435号                       | 南西側歩道:東池袋交差点～東急ハンズ前  | 東京都                                    |
|  | 環状5の1号線                      | 北東側歩道:東池袋交差点～池袋職業安定所付近                                     | 東京都                                    |
|  | 区道41-21<br>(グリーン大通り)         | 東池袋交差点～東池袋四丁目電停  | 豊島区                                    |
|  | 区道42-210<br>(新庁舎西側道路)        | 東通り(交差点)<br>～グリーン大通り(東池袋交差点)                               | 豊島区                                    |
|  | 区道41-320他<br>(サンシャインシティ東側道路) | 豊島区立中央図書館～豊島郵便局入り口<br>(西側歩道のみ)                             | 豊島区<br>サンシャインシティ                       |
|  | 区道41-460他<br>(サンシャインシティ南側道路) | 環状5の1号線のサンシャイン前交差点<br>～バスターミナル                             | 豊島区<br>サンシャインシティ                       |
|  | 区道41-260他<br>(サンシャインシティ西側道路) | 環状5の1号線のサンシャイン前交差点<br>～東池袋中央公園                             | 豊島区<br>サンシャインシティ                       |
|  | 区道41-450他<br>(サンシャインシティ北側道路) | 東池袋中央公園～豊島郵便局<br>(南側歩道は、途中の信号まで)                           | 豊島区<br>サンシャインシティ                       |
|  | 区道41-220他<br>(サンシャイン60通り)    | 東急ハンズ前交差点<br>～東池袋中央公園                                      | 豊島区                                    |
| 地下通路   | サンシャインシティ内<br>地下通路           | 東急ハンズ側地階入口～地下1階総合受付  | サンシャインシティ                              |
|  | 東池袋地下通路                      | 東池袋駅<br>～ライズシティ(地下1階)<br>～アウルタワー(地下1階)<br>～サンシャインシティ(地下1階) | 東京メトロ<br>ライズシティ<br>アウルタワー<br>サンシャインシティ |
|  | 東池袋駅構内地下通路                   | 東池袋駅の各改札口<br>～主要な地上出入口                                     | 東京メトロ                                  |
| ● 準生活関連経路  | 区道42-200<br>(東通り)            | 南池袋1丁目交差点～環状5の1号線  | 豊島区                                    |
|  | 区道41-200他                    | 都道435号～池袋職業安定所、東池袋公園                                       | 豊島区                                    |
| 地下通路   | サンシャインシティ内                   | 地下1階総合受付～東池袋地下通路側入口  | サンシャインシティ                              |

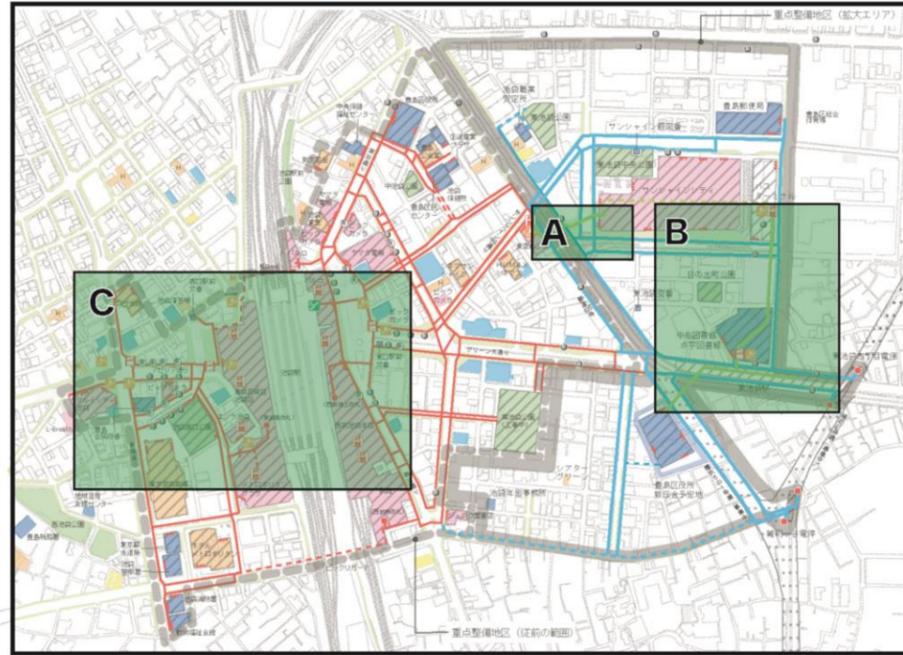
### 3. 重点整備地区（拡大エリア）の設定

生活関連施設及び経路の追加設定を踏まえ、重点整備地区の拡大エリアを設定します。以下にその区域を示します。

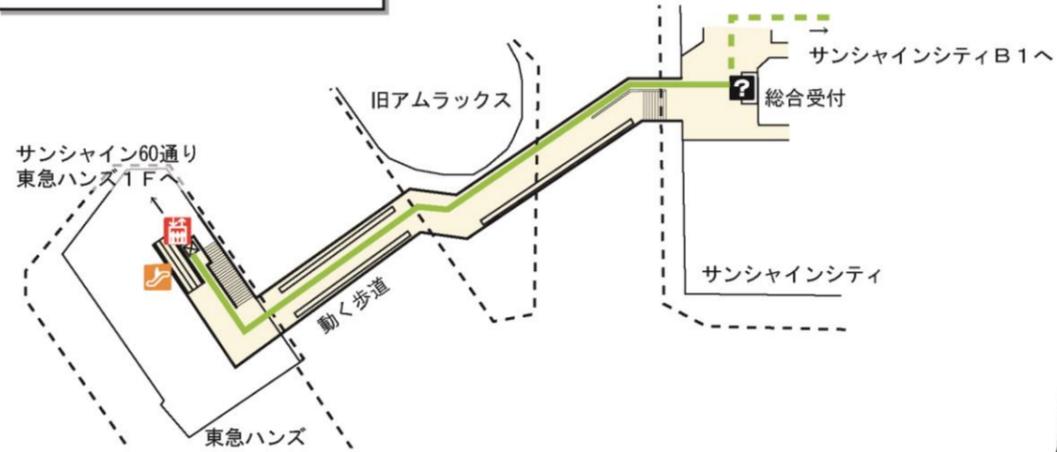
#### ■重点整備地区及び生活関連施設・経路図（地上）



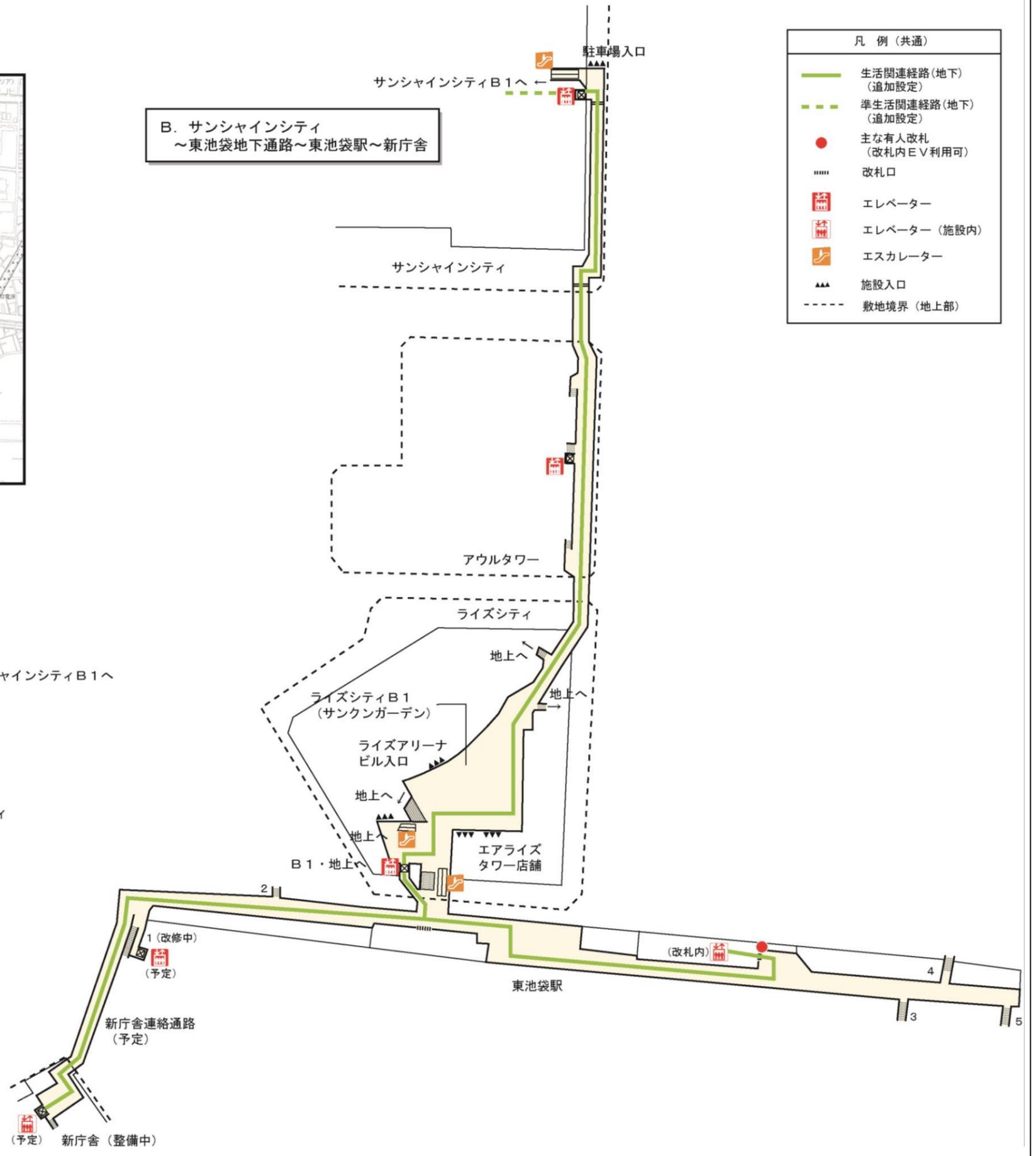
■生活関連経路図（地下）



A. サンシャイン60通り  
～サンシャインシティ内地下通路



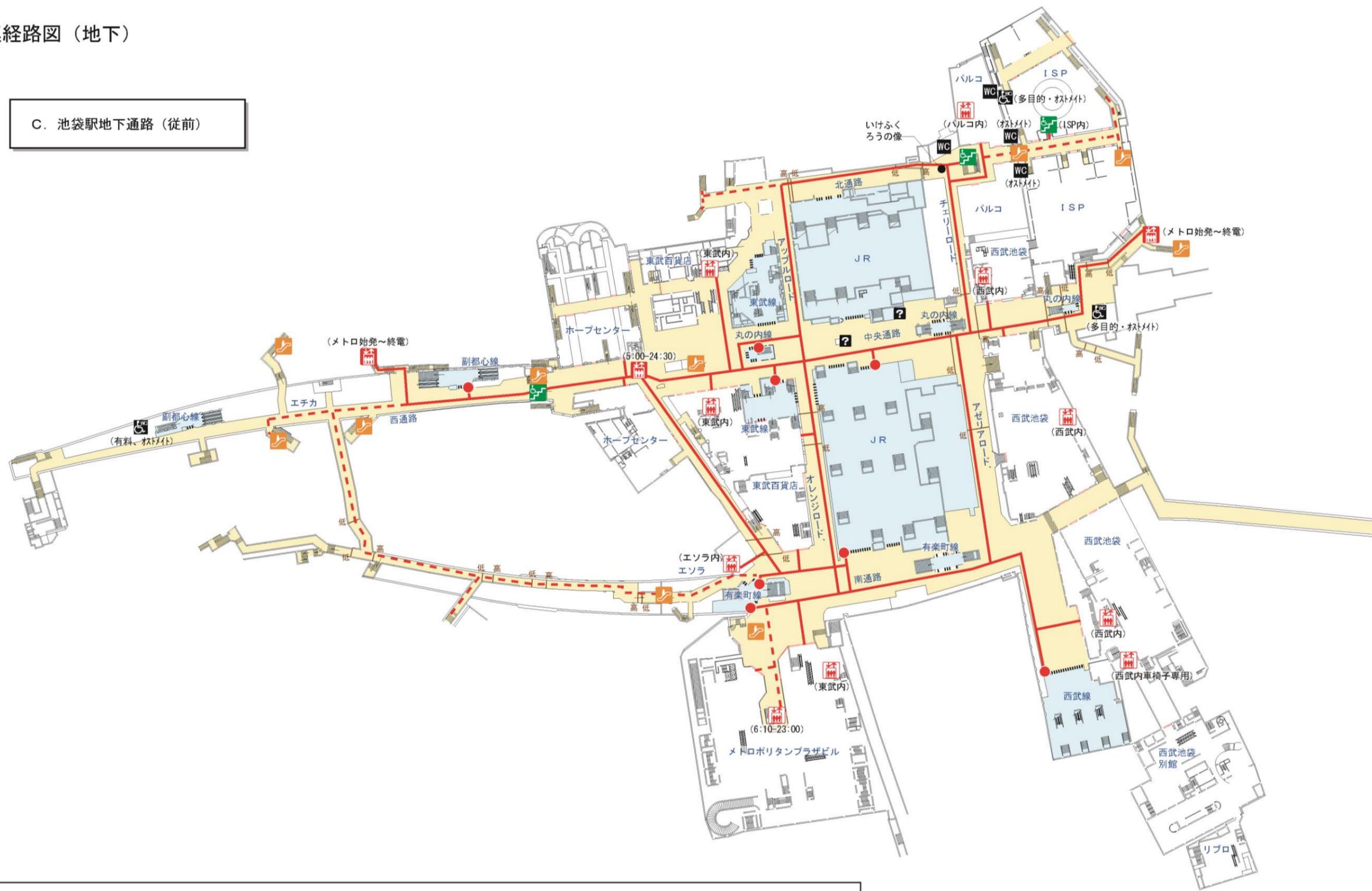
B. サンシャインシティ  
～東池袋地下通路～東池袋駅～新庁舎



| 凡例（共通） |                       |
|--------|-----------------------|
|        | 生活関連経路(地下)<br>(追加設定)  |
|        | 準生活関連経路(地下)<br>(追加設定) |
|        | 主な有人改札<br>(改札内EV利用可)  |
|        | 改札口                   |
|        | エレベーター                |
|        | エレベーター(施設内)           |
|        | エスカレーター               |
|        | 施設入口                  |
|        | 敷地境界(地上部)             |

■生活関連経路図（地下）

C. 池袋駅地下通路（従前）



| 凡 例  |   |
|--|---|
| <p><b>【上下移動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> エレベーター<br/>(通路に設置されたもの)</li> <li> エレベーター<br/>(百貨店営業時間内は利用可能)</li> <li> エスカレーター</li> </ul> | <p><b>【施設等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> トイレ (手すりあり)</li> <li> 車椅子対応トイレ<br/>(多目的) : 車椅子利用者や乳幼児<br/>連れ等広く利用できるトイレ<br/>(オストメイト) : オストメイト対応トイレ</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li> 階段昇降機<br/>(エスカル等)</li> <li> 傾斜路</li> </ul>   | <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 通路</li> <li> 改札内</li> <li> 改札口</li> <li> 百貨店入口</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li> 生活関連経路（従前）</li> <li> 準生活関連経路（従前）</li> <li> 主な有人改札<br/>(改札内E V利用可)</li> </ul>                                   |   |

## 4. 特定事業

### 1) 基本整備方針の設定

複数の関係者が連携を図るべき事項について、より効率的・効果的な整備を実現するため「基本整備方針」を定め、全ての事業者で共有するものとします。

それぞれの整備実施の際には、「基本整備方針」の考え方に則り、連続性・整合性の高い整備を実施します。

なお、エリア拡大に伴い、従前の基本整備方針を補完し、以下のとおり改訂します。

| no | 項目   | 問題点、課題  | 基本整備方針  |
|----|--|---|---|
| ①  | 視覚障害者誘導用ブロック<br>(道路以外の駅、地下通路、各施設)<br><br>※樹脂プレートなどによる整備を含む | ・仕様が不均一   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●誘導ブロック、警告ブロックの仕様は、原則として以下とする。(基本仕様)</li> <li>・形状・寸法：JIS T9251 規格に合わせたもの</li> <li>・材質：十分な強度を持ち、滑りにくいもの</li> <li>・色彩：公共的通路では、黄色を原則とする。ただし、周辺の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、黄色以外でも可とする。</li> </ul>  |
|    |  | ・設置位置の適正化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●誘導ブロックの敷設位置の考え方は、原則として以下とする。(基本位置)</li> <li>・壁沿い・柱際では、歩行者空間の確保に留意する。</li> <li>・不必要な曲がりには作らない。</li> <li>・曲がりや交差は、直角とする。</li> <li>・管理区域境界では、関係者間で十分に協議、調整する。</li> </ul>   |
|    |  | ・連続性の確保と危険箇所への警告ブロックの敷設   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●誘導ブロックの連続性を確保するものとし、特に以下に留意する。</li> <li>・「生活関連経路」となる各出入口(階段、エレベーター)から地下通路内の各目的施設(改札口、商業施設の出入口等)までの経路の連続性を確保する。</li> <li>・改札間の乗換経路の連続性を確保する。</li> <li>・有人改札へ誘導する。(自動改札への誘導との併用は可)</li> <li>・トイレへの誘導は、触知案内図から出入口までを適切に案内する。</li> <li>・階段前等危険箇所には警告ブロックを敷設する。</li> </ul> |
| ②  | サイン等の案内誘導  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内誘導の不連続</li> <li>・現在位置、方向の分かりにくさ</li> <li>・出入口名称等の基本情報の不統一</li> <li>・視認性の確保</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●現在位置と方向性を把握しやすい整備を検討する。</li> <li>※池袋駅及び駅周辺においては、「池袋駅及び駅周辺整備検討委員会(サイン整備等検討部会)」における検討との連携を図る。</li> </ul>  |
| ③  | 音声・音響案内、視覚情報   | ・音声・音響案内の不足<br>(視覚障害者の利便性、安全性向上)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各施設の利用状況に応じた音声・音響案内を充実させる。具体的には、以下について対象範囲等を整理し、導入を検討する。</li> <li>・主要な出入口、トイレ、エレベーター、エスカレーター、駅改札口</li> <li>●複数の改札口が隣接する箇所(池袋駅中央通路等)では、他事業者と混同しない案内方法を検討する。(豊島区・鉄道事業者)</li> </ul>  |
|    |  | ・緊急時の情報提供、コミュニケーション方法の不足<br>(聴覚障害者の利便性、安全性向上)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●駅(特に、券売機やトイレ等)及び各施設において、緊急時にも対応可能なコミュニケーション方法について工夫し、充実させる。(非音声でのコミュニケーション、人的コミュニケーションによる案内について、行政と事業者が協力し、適切な方法を調査・研究していく。)</li> <li>●随時、視覚的情報を提供可能な「電光掲示板」等の拡充を図る。</li> </ul>   |

| no | 項目     | 問題点、課題   | 基本整備方針  |
|----|--------|--|---|
|    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>身障者対応エレベーター利用における情報提供の不足</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>スルー型エレベーターの開放方向を、より分かりやすく案内する。</li> <li>身障者対応エレベーターの昇降方向の案内を充実させる。</li> </ul>  |
| ④  | 垂直移動   | <ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー経路となるエレベーターの不足</li> <li>エレベーターへの案内誘導の不足（エレベーター位置の分かりにくさ）</li> <li>エレベーター本体の設備の対応不足</li> <li>その他</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>池袋駅東口（明治通りの池袋駅側）において、初終電対応のエレベーターの増設を検討する。</li> <li>以下の方策等により、エレベーターへの案内誘導を充実させる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>標準ピクトグラムの採用</li> <li>より広範囲からの案内</li> <li>新たに設置される施設（エレベーター等）への案内</li> </ul> </li> <li>身障者対応のエレベーター設備の導入を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ボタン、点字、鏡、ガラス窓、音声案内等の改善</li> </ul> </li> <li>状況に応じ、垂直移動の補助となるエスカレーターを増設を検討する。（豊島区・ISP等）</li> <li>生活関連経路内にある垂直移動施設への案内誘導を充実させる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>サンシャインシティエレベーター、ライズシティエレベーター等</li> </ul> </li> </ul>  |
| ⑤  | 街路・交差点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>歩車道段差の構造</li> <li>誘導ブロックの不連続</li> <li>交差点設備の改良</li> <li>道路施設と交差点設備の調整不足</li> <li>路上障害物（放置自転車、立て看板等）の撤去</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道と車道間の段差については、車いす等利用者、視覚障害者等の全ての人々が安全に移動し、また歩車道の境界を認識できる構造とする。</li> <li>構造は、利用者（車いす利用者、視覚障害者等）の意向を確認し、これを踏まえ検討する。</li> <li>重点整備地区内では、一定の構造となるよう努める。</li> <li>地区内の生活関連経路については、誘導ブロックを連続的に敷設する。</li> <li>誘導ブロックの仕様及び敷設位置は、道路のバリアフリーガイドラインによるものとする。</li> <li>官公庁施設、福祉施設、旅客施設（鉄道駅、バス停、タクシー乗場）を適切に誘導する。</li> <li>その他の生活関連施設となる各民間施設の敷地内における誘導ブロックとも十分な連携、連続的な整備に努める。</li> <li>生活関連経路を構成する交差点においては、バリアフリー対応信号機を導入し、また横断歩道には、エスコートゾーンの整備を推進する。</li> <li>整備にあたっては、関係者（道路管理者及び交通管理者等）による十分な調整を図り、安全施設が十分に機能するように留意する。</li> <li>防護柵等の道路施設及び信号機等の交差点設備の整備にあたっては、それぞれの機能を阻害しないよう、管理者間において十分な調整を図る。</li> <li>既存施設で、連携が不十分なものについては、両者の調整により改善を図る。</li> <li>路上の障害物（放置自転車、立て看板等）については、道路管理者、交通管理者、地元団体等の各関係者が協働して撤去する。</li> </ul> |

## 2) 特定事業及びその他の事業について

### (1) 特定事業とは

特定事業は、生活関連施設及び生活関連経路におけるバリアフリー化を具体化するための事業メニューです。今後は、この事業メニューについて各事業者が特定事業計画を作成し、事業を計画的に実施していきます。

#### ① 特定事業の区分

バリアフリー法において、特定事業は下記の通り区分されます。

| 区分                | 内容  | 対象事業者   |
|-------------------|---|---|
| I. 公共交通<br>特定事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定旅客施設内において実施する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業<br/>：エレベーター、エスカレーター等</li> <li>・ 上記に掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業</li> <li>・ 特定車両（軌道車両、乗合バス）に関する移動等円滑化のために必要な事業<br/>：車両の低床化等</li> </ul>  | <鉄道事業者><br>・ 東京地下鉄(株)<br><軌道事業者><br>・ 東京都交通局<br><バス事業者><br>・ 東京都交通局     |
| II. 道路特定<br>事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路における移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業<br/>：歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等</li> <li>・ 移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業<br/>：歩道の拡幅、路面の構造の改善等</li> </ul>  | ・ 東京都 第四建設事務所<br>・ 豊島区 区道管理者<br>・ 首都高速道路(株)<br>・ 豊島区 交通対策課<br>・ 豊島区 環境課 |
| III. 交通安全<br>特定事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動等円滑化のために必要な信号機等の設置に関する事業<br/>：高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示等</li> <li>・ 移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業<br/>：違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等</li> </ul> | ・ 池袋警察署<br>・ 目白警察署<br>・ 巣鴨警察署   |
| IV. 都市公園<br>特定事業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設※の整備に関する事業</li> </ul> ※特定公園施設：園路及び広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識  | ・ 豊島区 公園緑地課   |
| V. 路外駐車場<br>特定事業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定路外駐車場※において実施する、移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業<br/>：車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設等</li> </ul> ※特定路外駐車場：駐車のために供する部分の面積が 500㎡以上で、駐車料金を徴収するもの  | ・ (株)サンシャインシティ  |

|                         |  |  |
|-------------------------|--|--|
| <b>VI. 建築物<br/>特定事業</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別特定建築物※の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設※の整備に関する事業</li> <li>・ 特定建築物※（その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業</li> </ul> <p>※特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物で、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの</p> <p>※特定建築物：多数のものが利用する政令で定める建築物又はその部分（学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム等）</p> <p>※建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場等</p> | <p>&lt;公共建築物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊島区立中央図書館・点字図書館</li> </ul> <p>&lt;民間建築物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (株)サンシャインシティ</li> <li>・ ライズシティ池袋全体管理組合</li> <li>・ アウルタワー 全体管理組合</li> <li>・ 豊島郵便局</li> </ul> <p style="text-align: right;">他</p> |
| <b>VII. その他の<br/>事業</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活関連施設、生活関連経路に関する事業のうち、特定事業に該当しないもの</li> <li>： 特定事業の対象とならない生活関連施設の整備</li> <li>： 生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備</li> <li>： サインによる情報提供の充実 等</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南池袋二丁目A地区市街地再開発組合</li> </ul>  |

## ②実施予定期間

実施時期について、下記の通り設定します。

|  |
|--|
| <p>【短期】：1-3年以内に実施する</p> <p>【中期】：5年以内に実施する</p> <p>【長期】：関係者との協議・調整により、十分な事業内容の検討が必要機会をみて整備を検討する</p> <p>【継続】：継続的に取り組む</p> |
|--|

## (2) 特定事業及びその他の事業

各事業者別に特定事業及びその他の事業を示します。

※「map」のある項目については、事業箇所を図に示します。

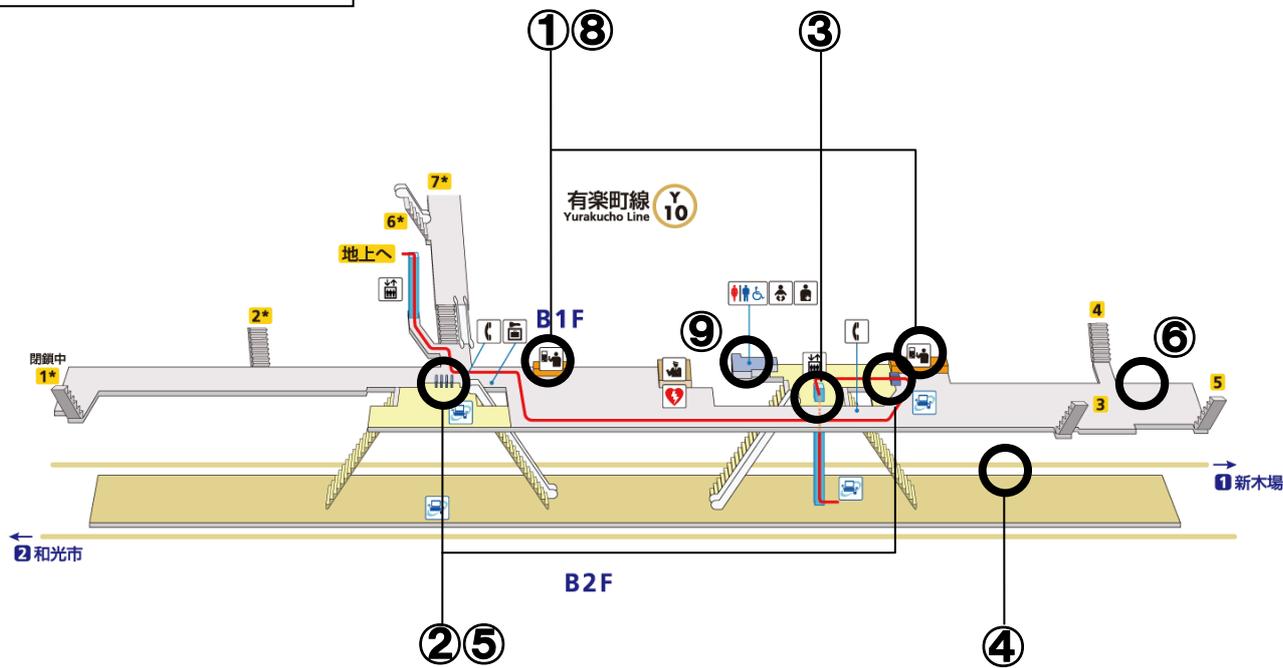
### I. 公共交通特定事業

#### A. 鉄道事業者

##### 1) 東京地下鉄(株) <東池袋駅>

| no       | 項目            | 事業の目標   | 特定事業  | 基本整備方針 | 実施時期          |    |           |                     |
|----------|---------------|---|---|--------|---------------|----|-----------|---------------------|
|          |               |   |   |        | 短期            | 中期 | 長期        | 継続                  |
| ①<br>map | サイン等の案内誘導     | ・分かりやすい路線図を提供する。(券売機周辺)                       | ●「当駅」の位置が分かりやすい路線図の作成を検討する。                                   | 2      |               |    |           | ●                   |
| ②<br>map | 音声・音響案内、視覚情報等 | ・緊急時に、音声や視覚情報による適正な情報提供を行う。                   | ●緊急時における、視覚情報の適切な提供方法を検討する。<br>※緊急時の音声案内は対応済み。                | 3      |               |    |           | ●                   |
| ③<br>map |               | ・音声・音響案内装置による適切な情報提供を行う。<br>(改札内エレベーター、地上出入口) | ●基本整備方針に基づき、適切な音声・音響案内方法を検討する。                                | 3      |               |    | ●         |                     |
| ④<br>map |               | ・ホームドアにおいて点字表示による案内誘導の充実を図る。                  | ●ホームドアの両側での点字案内の設置を検討する。                                      | —      | ●             |    |           |                     |
| ⑤<br>map |               | ・聴覚障害者とのコミュニケーション方法を確保する。(改札口)                | ●筆談対応の案内板を分かりやすい位置に設置する。<br>●当事者の意見を踏まえ、より良いコミュニケーション方法を研究する。 | 3      | ●<br>筆談対応の案内板 |    |           | ●<br>コミュニケーション方法の研究 |
| ⑥<br>map | 垂直移動(エレベーター)  | ・都電との乗り換えのための、垂直移動の利便性向上を図る。(地上⇄改札階)          | ●関係者との連携により、エレベーターの増設を検討する。                                   | 4      |               |    | ●         |                     |
| ⑦        | 階段            | ・地上出入口において、適切な位置に手すりを設置する。                    | ●上屋の改修時等にあわせ、適切な位置での手すりの設置を検討する。                              | —      |               | ●  |           |                     |
| ⑧<br>map | 券売機           | ・視覚障害者でも利用しやすい券売機を確保する。                       | ●改修時にあわせ、視覚障害者が利用しやすい券売機の設置を検討する。                             | —      |               | ●  |           |                     |
| ⑨<br>map | トイレ           | ・多機能トイレへの利用集中の緩和を図る。(改札内)                     | ●子ども連れの利用者に対応する一般トイレの充実を図るとともに、健常者による多機能トイレの利用については、配慮を呼びかける。 | —      |               |    | ●<br>機能充実 | ●<br>配慮呼びかけ         |

東京メトロ(東池袋駅)

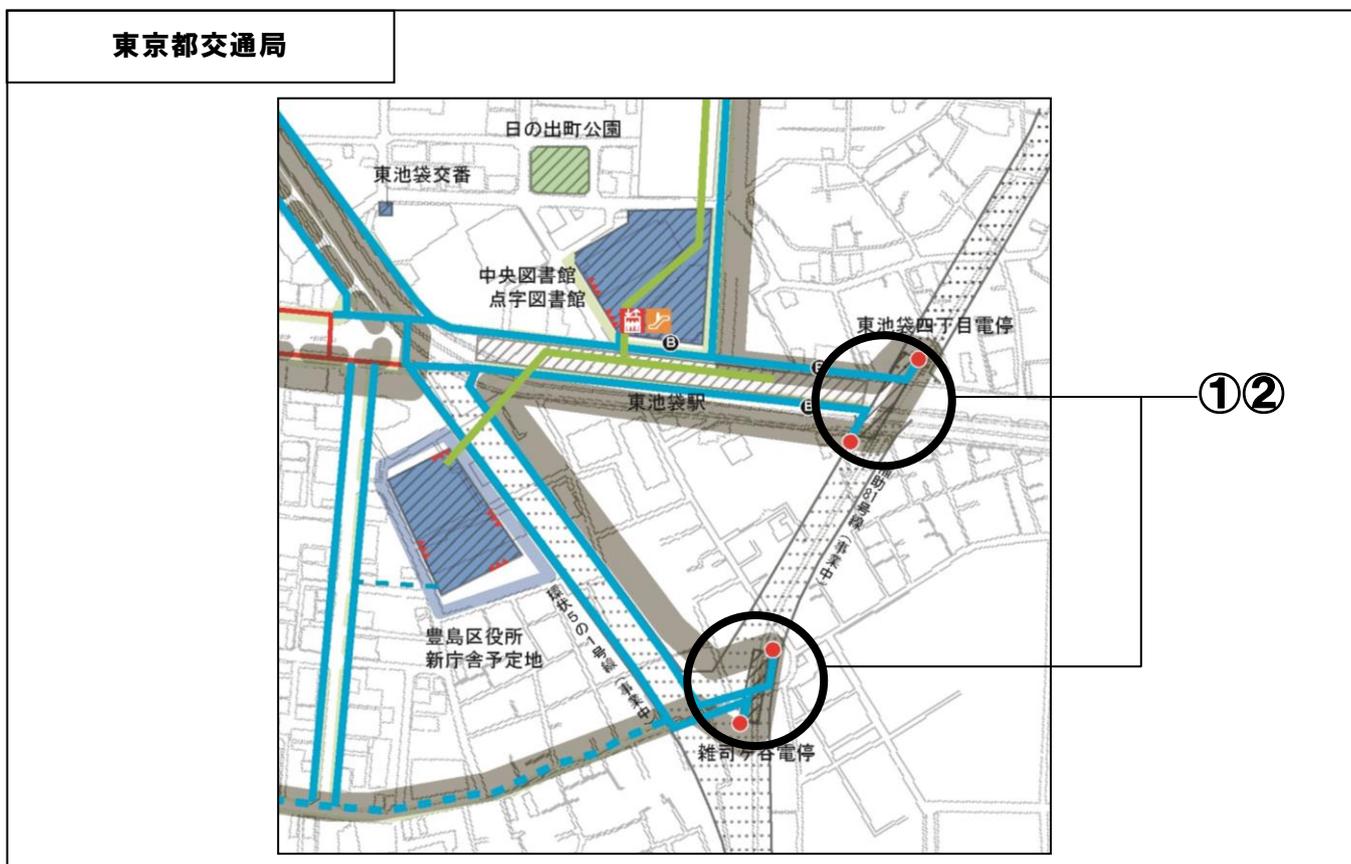


地図出典：東京メトロホームページ

## B. 軌道事業者

### 1) 東京都交通局 <都電荒川線 東池袋四丁目電停、雑司ヶ谷電停>

| no | 項目    | 事業の目標                  | 特定事業  | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----|-------|------------------------|---|--------|------|----|----|----|
|    |       |                        |   |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①  | 電停ホーム | ・電停ホームからの転落防止に努める。     | ●補助81号線の整備にあわせて新設する電停ホームへの、固定式ホーム柵の設置を検討する。 | —      |      | ●  |    |    |
| ②  | スロープ  | ・車いす利用者が円滑に通行できる勾配とする。 | ●補助81号線の整備にあわせて新設する電停のスロープを適切な勾配で設置する。      | —      |      | ●  |    |    |



## C. バス事業者

### 1) 東京都交通局 <都営バス>

| no | 項目          | 事業の目標                   | 特定事業                                    | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----|-------------|-------------------------|---|--------|------|----|----|----|
|    |             |                         |   |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①  | 路線バスのアクセス改善 | ・新庁舎への路線バスによるアクセス向上を図る。 | ●豊島区新庁舎整備及び環状5の1号線整備の状況にあわせて、関係機関と調整する。 | —      |      |    | ●  |    |
| ②  | ソフト対応       | ・バリアフリー環境の向上を図る。        | ●ヘルプマークの配布、ポスター、ステッカーの掲示等により普及啓発を行っていく。 | —      |      |    |    | ●  |

#### ●ヘルプマークについて

- ・ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、日常生活や災害時において様々な援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークで、東京都が作成したものです。



#### ●都バスにおける Free Wi-Fi の導入

- ・東京都交通局では平成 25 年度より、都営バスの乗客が高速・大容量のインターネット通信をバス内で行える、無料の Wi-Fi サービスを開始しています。





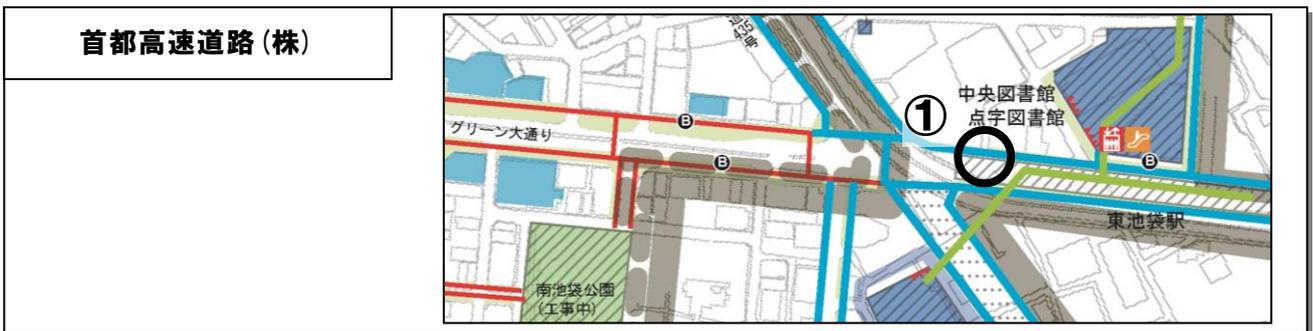
## 2) 豊島区 区道管理者

| no       | 項目           | 事業の目標   | 特定事業   | 基本整備方針 | 実施時期        |    |             |             |
|----------|--------------|---|--|--------|-------------|----|-------------|-------------|
|          |              |   |  |        | 短期          | 中期 | 長期          | 継続          |
| ①        | 視覚障害者誘導用ブロック | ・生活関連経路においては、誘導ブロックの敷設を推進する。                          | ●生活関連経路においては、道路改修時等にあわせ、誘導ブロックを計画的に敷設する。   | 5      |             | ●  |             |             |
| ②        |              | ・利用者の視点に立ち、誘導・警告ブロックの敷設方法を工夫する。                       | ●適切な敷設方法を検討する。   | —      |             |    |             | ●           |
| ③<br>map | 段差、勾配        | ・歩道の車両用切り下げ部分の安全を確保する。(東池袋中央公園前交差点周辺)                 | ●適切な段差構造となるよう努める。その際には、関係者と調整の上、地区内で共通の構造となるよう対応する。<br>●ガードパイプ等による安全対策を検討する。[短期]                   | 5      | ●<br>ガードパイプ |    | ●           |             |
| ④<br>map |              | ・新庁舎西側道路の歩道においては、通行しやすい舗装に改善する。                       | ●凹凸のない舗装に改修する。<br>●グリーン大通りから新庁舎へのアプローチ道路については、短期的に改善する。<br>●環状5の1号線の開通にあわせ、歩道幅を含めた大規模な改修を検討する。[中期] | —      | ●<br>区役所付近  | ●  |             |             |
| ⑤<br>map | 歩道幅員         | ・有効幅員 1.5m 以上の歩行者空間を確保する。(東通り)                        | ●歩行者空間の拡大に努める。   | —      |             |    | ●           |             |
| ⑥<br>map | 路上障害物        | ・通行の妨げとならないよう、信号柱と横断歩道の位置を調整する。(東急ハンズ前交差点)            | ●交通管理者と連携し、安全対策を検討する。  | 5      |             |    | ●           |             |
| ⑦<br>map | マナー          | ・通行の妨げとなる、放置自転車の解消を目指す。(新庁舎西側道路)                      | ●関係者との連携により、放置自転車を取り締まる。   | 5      |             |    |             | ●           |
| ⑧<br>map |              | ・通行の妨げとなる、駐車車両や沿道店舗利用客の道路へのはみ出しを防止する。(サンシャイン 60 通り周辺) | ●関係者との連携により、利用者のマナー向上を呼び掛ける。   | —      |             |    |             | ●           |
| ⑨        | サイン等の案内誘導    | ・路上案内板の分かりやすさを向上する。                                   | ●現在地や主要目的地の位置情報を分かりやすく提供する。  | 2      |             |    | ●           |             |
| ⑩        | 新庁舎へのアクセス    | ・主要駅等から新庁舎までのアクセスルートのバリアフリー化を図る。                      | ●池袋駅、東池袋駅、都電電停等からのアクセスを想定し、経路のバリアフリー化を図るとともに、適切な案内誘導を行う。   | 2      | ●           |    |             |             |
| ⑪        | 自転車(自転車通行)   | ・自転車の適切な走行を促し、歩行者の安全を確保する。(グリーン大通り)                   | ●池袋副都心交通戦略を鑑み、地域全体の自転車利用経路や自転車通行帯等の設置を検討する。<br>●関係者との連携により、自転車利用者に歩行者への配慮を呼びかける(車道寄りの走行等)。         | —      |             |    | ●<br>自転車通行帯 | ●<br>配慮呼びかけ |
| ⑫<br>map | 路上障害物        | ・樹木への衝突を防止し、歩行者の通行の安全を確保する。(東池袋交差点)                   | ●関係者と連携し、安全対策を検討する。  | 5      | ●           |    |             |             |



3) 首都高速道路(株)

| no       | 項目    | 事業の目標                                       | 特定事業  | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----------|-------|---|---|--------|------|----|----|----|
|          |       |   |   |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①<br>map | 路上障害物 | ・首都高橋脚の根巻き部分への衝突を防止し、歩行者の通行の安全を確保する。(日の出通り) | ●関係機関と連携して、首都高橋脚の根巻き部分が、歩行者等の妨げにならないように、安全対策(ポストコーンや反射材の設置)を行う。 | —      | ●    |    |    |    |



#### 4) 豊島区 交通対策課

| no       | 項目           | 事業の目標                        | 特定事業   | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----------|--------------|------------------------------|--|--------|------|----|----|----|
|          |              |                              |  |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①<br>map | マナー<br>(自転車) | ・歩行者等の通行の妨げとなる放置自転車の対策を推進する。 | ●自転車駐車場の整備にあわせて自転車等放置禁止区域を拡大し、路上の放置自転車の撤去活動を実施する。      | 5      | ●    |    |    | ●  |
| ②        |              | ・自転車利用者のマナー啓発を推進する。          | ●小中学校での交通安全教室、高齢者等を対象とした講習会、自転車安全利用キャンペーンなど、マナー啓発に努める。 | —      |      |    |    | ●  |

#### 豊島区 交通対策課



#### 5) 豊島区 環境課

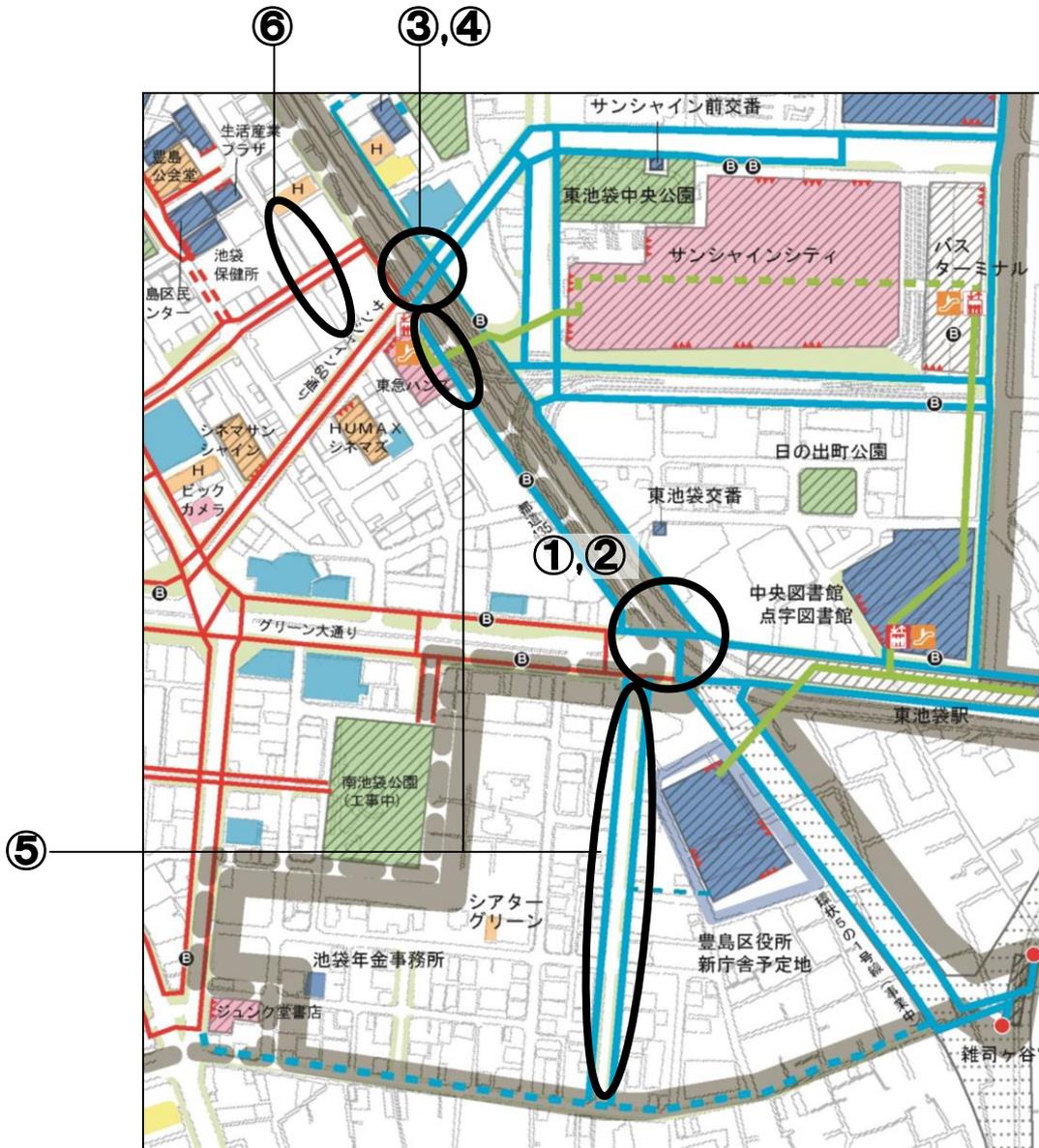
| no | 項目      | 事業の目標          | 特定事業   | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----|---------|----------------|--|--------|------|----|----|----|
|    |         |                |  |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①  | 路上喫煙者対策 | ・路上喫煙者対策を推進する。 | ●路上喫煙の防止及び環境美化を図るため、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンを実施する。<br>●巡回パトロール員により路上喫煙者への注意と指導を実施し、喫煙者マナーの啓発に努める。 | 5      |      |    |    | ●  |

### Ⅲ. 交通安全特定事業

#### 1) 池袋警察署、目白警察署、巣鴨警察署

| no       | 項目           | 事業の目標   | 特定事業   | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----------|--------------|---|--|--------|------|----|----|----|
|          |              |   |  |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①<br>map | 交差点          | ・交通弱者向けの交差点設備を充実させる。(東池袋交差点 他)                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活関連経路において、バリアフリー対応信号機の設置を推進する。</li> <li>●生活関連経路には、エスコートゾーンを設置する。</li> </ul> | 5      | ●    |    |    |    |
| ②<br>map |              | ・誰もが安心して横断できるように青信号時間等を改良する。(東池袋交差点)                  | ●横断歩道の距離を考慮し、誰もが安心して横断できるように、適切な信号サイクルを検討する。   | 5      | ●    |    |    |    |
| ③<br>map |              | ・通行の妨げとならないよう、信号柱と横断歩道の位置を調整する。(東急ハンズ前交差点)            | ●道路管理者と連携し、交差点の安全対策を検討する。  | 5      |      |    | ●  |    |
| ④<br>map |              | ・通行の妨げとならないよう、信号柱の金具を改良する。(東急ハンズ前交差点)                 | ●歩行者等の妨げにならないよう、安全対策を検討する。   | —      | ●    |    |    |    |
| ⑤<br>map | 路上障害物        | ・通行の妨げとなる、放置自転車の解消を目指す。(東急ハンズ横、新庁舎西側道路 他)             | ●関係者との連携により、路上の障害物(放置自転車、駐車車両等)の取締りに努めるとともに、取締りの仕組み作り等、具体的な方策についても検討していく。  | 5      |      |    |    | ●  |
| ⑥<br>map |              | ・通行の妨げとなる、駐車車両や沿道店舗利用客の道路へのはみ出しを防止する。(サンシャイン 60 通り周辺) |  | —      |      |    |    | ●  |
| ⑦        | 自転車(ルール、マナー) | ・自転車の適切な走行を促し、歩行者の安全を確保する。(グリーン大通り)                   | ●関係者との連携により、自転車利用者に歩行者への配慮を呼びかける(車道寄りの走行等)。  | —      |      |    |    | ●  |
| ⑧        |              | ・自転車利用者のマナー啓発を推進する。                                   | ●児童・生徒及び地域住民を対象としたマナー講習を実施し、啓発を行う。   | —      |      |    |    | ●  |

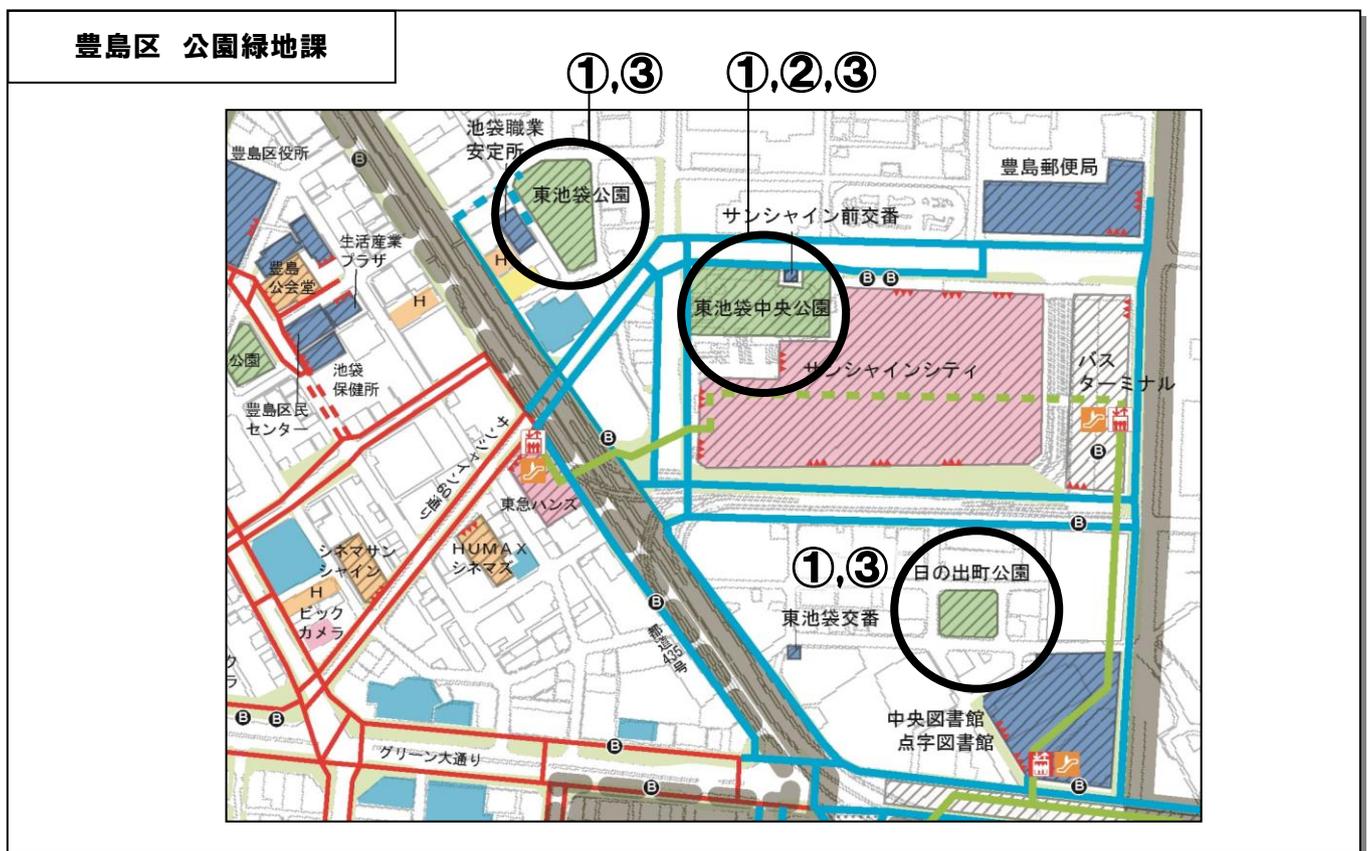
池袋警察署、目白警察署、巣鴨警察署



#### IV. 都市公園特定事業

##### 1) 豊島区 公園緑地課

| no       | 項目  | 事業の目標  | 特定事業   | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----------|-----|--|--|--------|------|----|----|----|
|          |     |  |  |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①<br>map | 出入口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化の充実を図るとともに、維持管理に努める。(東池袋公園、東池袋中央公園、日の出町公園)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●車両の進入を防止しつつ、利用しやすい柵(柵の間隔や配置等への配慮)への改修を検討する。</li> </ul> | —      |      |    | ●  |    |
| ②<br>map | 園路  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●改修時等にあわせ勾配を解消するとともに、不要な段差の解消を検討する。(東池袋中央公園)</li> </ul> | —      |      |    | ●  |    |
| ③<br>map | トイレ |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の意見を踏まえ、必要な機能を検討し、改修時等にあわせ改良する。</li> </ul>          | —      |      |    | ●  |    |



#### V. 路外駐車場特定事業

##### 1) (株)サンシャインシティ

| No | 項目           | 事業の目標   | 特定事業   | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----|--------------|---|--|--------|------|----|----|----|
|    |              |   |  |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①  | 案内誘導         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満空情報や障害者用車室の位置情報について、分かりやすく提供する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●空車車室の表示等の情報提供方法を分かりやすく改善する。</li> </ul> | —      | ●    |    |    |    |
| ②  | 垂直移動(エレベーター) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場からの縦導線を強化する。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●駐車場と地上階を結ぶエレベーターの増設を検討する。</li> </ul>   | 4      |      |    | ●  |    |

## VI. 建築物特定事業

### A. 公共建築物

#### 1) 豊島区立中央図書館・点字図書館

| no | 項目           | 事業の目標                              | 特定事業                                      | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----|--------------|------------------------------------|---|--------|------|----|----|----|
|    |              |                                    |   |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①  | 視覚障害者誘導用ブロック | ・4階出入口において、視覚障害者が出入りしやすいように改善する。   | ●視覚障害者の通行を妨げないように、誘導ブロックの敷設位置の見直しを検討する。   | —      |      | ●  |    |    |
| ②  | 音声・音響案内、視覚情報 | ・聴覚障害者のコミュニケーション方法を確保する。           | ●筆談ボードは、必要時にすぐに利用できるよう、受付等の利用しやすい場所に設置する。 | 3      | ●    |    |    | ●  |
| ③  |              | ・トイレ前の触知案内図まで視覚障害者を適切に誘導する。(4階・5階) | ●関係者との連携により、触知案内図までの適切な案内誘導方法を検討する。       | 3      |      | ●  |    |    |
| ④  | トイレ          | ・多機能トイレの設備の充実に努める。                 | ●関係者との連携により、利用者の意見を踏まえた、機能の更新を検討する。       | —      |      |    | ●  |    |

### B. 民間建築物

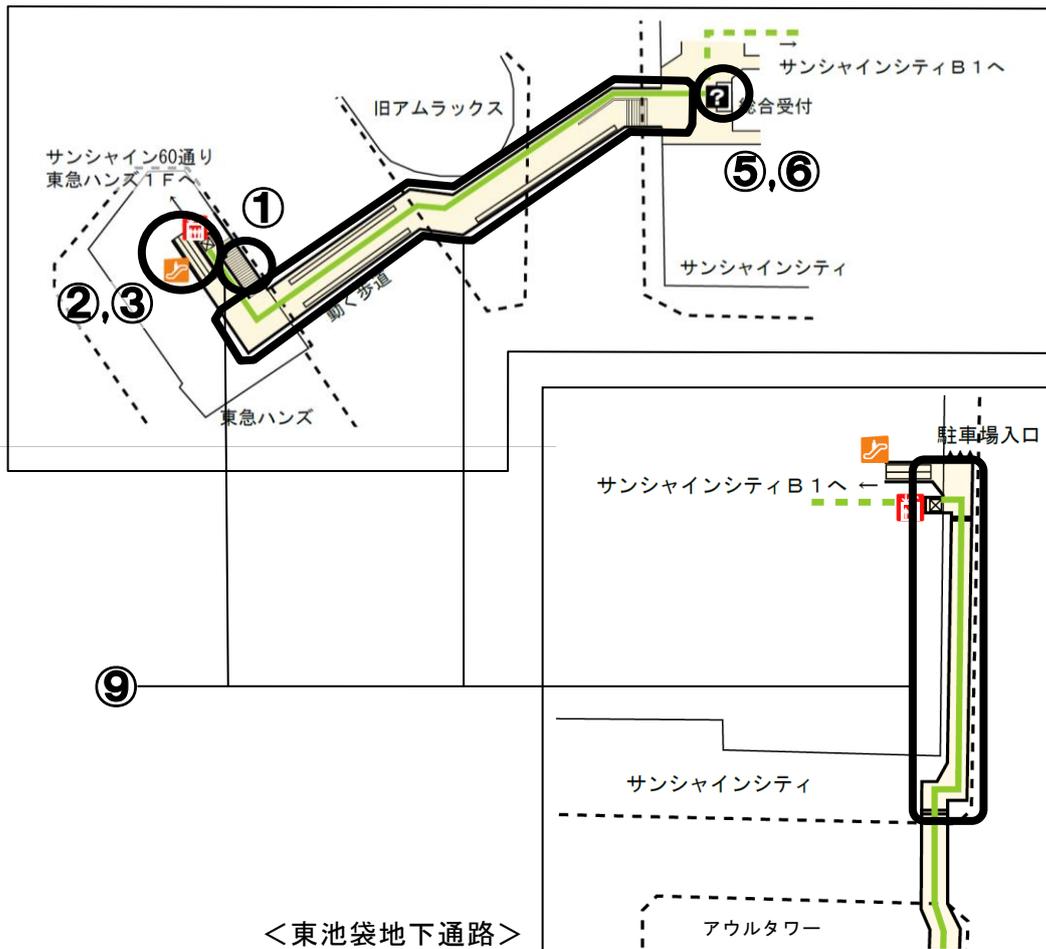
#### 1) (株)サンシャインシティ

| no       | 項目                                  | 事業の目標                                      | 特定事業  | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----------|-------------------------------------|--|---|--------|------|----|----|----|
|          |                                     |  |   |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①<br>map | 垂直移動(階段)                            | ・弱視者等が段差を識別しやすいように改善する。(東急ハンズ横)            | ●段鼻の色を変更し(タイル、テープ等)、段差を分かりやすく改修する。                  | —      | ●    |    |    |    |
| ②<br>map | 垂直移動(エレベーター)                        | ・エスカレーター利用の混雑時、エレベーター利用者の動線を確保する。(B1)      | ●エレベーターの利用を妨げないよう、案内サインにより配慮の呼びかけを強化する。             | 4      | ●    |    |    |    |
| ③<br>map |                                     | ・エレベーターへの案内誘導を分かりやすくする。(東急ハンズ横及びB1)        | ●エレベーターへの案内誘導方法を検討する。                               | 4      |      |    |    | ●  |
| ④        | サイン等案内誘導                            | ・現在地や主要目的地の位置情報について、多様な利用者を想定し、分かりやすく提供する。 | ●現在地や主要目的地の位置情報の分かりやすい提供方法を検討する。                    | 2      |      |    |    | ●  |
| ⑤<br>map |                                     | ・多様な利用者を想定し、案内所等への案内誘導を充実させる。              | ●誘導ブロック、音声・音響案内、誘導サインなどにより、案内所等への案内誘導を充実させるよう、検討する。 | 2      |      |    | ●  |    |
| ⑥<br>map |                                     | ・案内所において、聴覚障害者のコミュニケーション方法を確保する。           | ●案内所に筆談道具を常備するとともに、筆談道具があることを告知する。                  | 3      | ●    |    |    |    |
| ⑦<br>map | ・出入口への案内誘導を分かりやすくする。(外周部:駐輪場付近スロープ) | ●出入口への案内誘導を分かりやすく示す。                       | 2   | ●      |      |    |    |    |

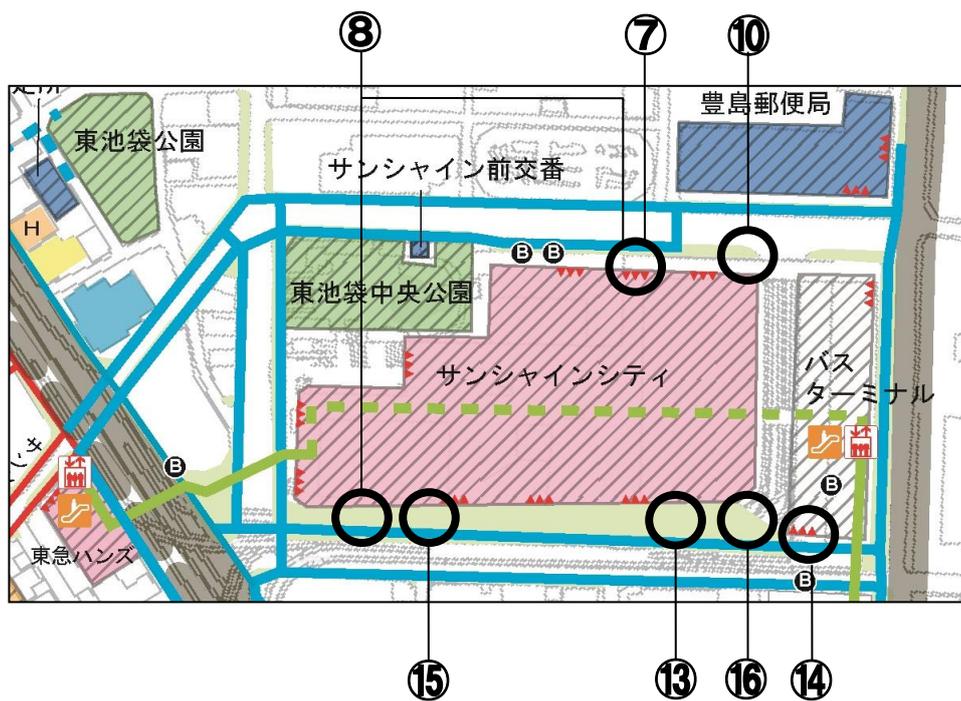
| no       | 項目           | 事業の目標  | 特定事業  | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----------|--------------|--|---|--------|------|----|----|----|
|          |              |  |   |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ⑧<br>map | 視覚障害者誘導用ブロック | ・車路横断部や地下出入口等の危険箇所に警告ブロックを敷設し、視覚障害者の安全を確保する。 | ●車路横断部、地下出入口（階段）等の危険箇所に警告ブロック等の敷設を検討する。                       | 1      | ●    |    | ●  |    |
| ⑨<br>map |              | ・生活関連経路に誘導・警告ブロックを敷設し、視覚障害者の案内誘導の充実を図る。      | ●生活関連経路においては、基本整備方針に基づき、誘導ブロック等の敷設を検討する。                      | 1      |      | ●  | ●  |    |
| ⑩<br>map | 歩道全般         | ・歩道の途切れる所や危険な箇所では、歩行者の安全を確保する。（外周部：高速出口付近等）  | ●歩道が途切れる所や歩道上の危険な箇所では、建物内部等安全なルートへ誘導する。                       | —      | ●    |    |    |    |
| ⑪        |              | ・外周部の舗装について、歩行者が滑りにくい仕上げとする。                 | ●滑りにくい仕上げに改修する。   | —      |      |    |    | ●  |
| ⑫        | 段差、勾配        | ・外周部歩道の切下げ部分の急勾配を解消する。                       | ●適切な勾配への改修について検討する。   | 5      |      |    | ●  |    |
| ⑬<br>map |              | ・外周部南側歩道において、スロープの急勾配を解消する。                  | ●適切な勾配への改修、もしくは適切な勾配のスロープ新設について検討する。                          | —      |      |    | ●  |    |
| ⑭<br>map |              | ・段差等危険箇所における視覚障害者等の安全を確保する。（外周部：バスターミナル出入口）  | ●段差のある箇所には転落防止柵を設置するなど、安全対策を検討する。                             | —      | ●    |    |    |    |
| ⑮<br>map | 障害物等         | ・視覚障害者等が街路灯へ衝突しないよう、安全を確保する。（外周部：南側歩道）       | ●街路灯が歩行者等の妨げにならないよう、安全対策を検討する。                                | 5      |      |    | ●  |    |
| ⑯<br>map |              | ・タクシー等が駐車している箇所において、歩行者の安全を確保する。（外周部：南側歩道）   | ●安全な通行空間を確保する。  | 5      | ●    |    |    |    |
| ⑰        | トイレ          | ・多機能トイレの機能の充実に努める。                           | ●利用者の利便性を鑑み、必要な機能に更新する。                                       | —      |      |    |    | ●  |
| ⑱        |              | ・多機能トイレへの利用集中の緩和を図る。                         | ●子ども連れの利用者に対応して一般トイレの充実を図るとともに、健常者による多機能トイレの利用については、配慮をよびかける。 | —      | ●    |    |    |    |
| ⑲        |              | ・視覚障害者をトイレへ適切に案内誘導する。（バスターミナル）               | ●音声案内や点字案内等による、視覚障害者への案内誘導の方法について、検討する。                       | 3      |      |    | ●  |    |
| ⑳        |              | ・多機能トイレの充実を図る。                               | ●利用者の利便性を鑑み、館内スペースへの多機能トイレの増設を検討する。                           | —      |      |    | ●  |    |
| ㉑        | 維持管理         | ・施設のバリアフリー化の充実と維持管理に努める。                     | ●建物や設備の改修時には、基準に基づきバリアフリー化を図るとともに、維持管理に努める。                   | —      |      |    |    | ●  |

サンシャインシティ(地下通路)

<サンシャインシティ内地下通路>



サンシャインシティ(地上 外周部)



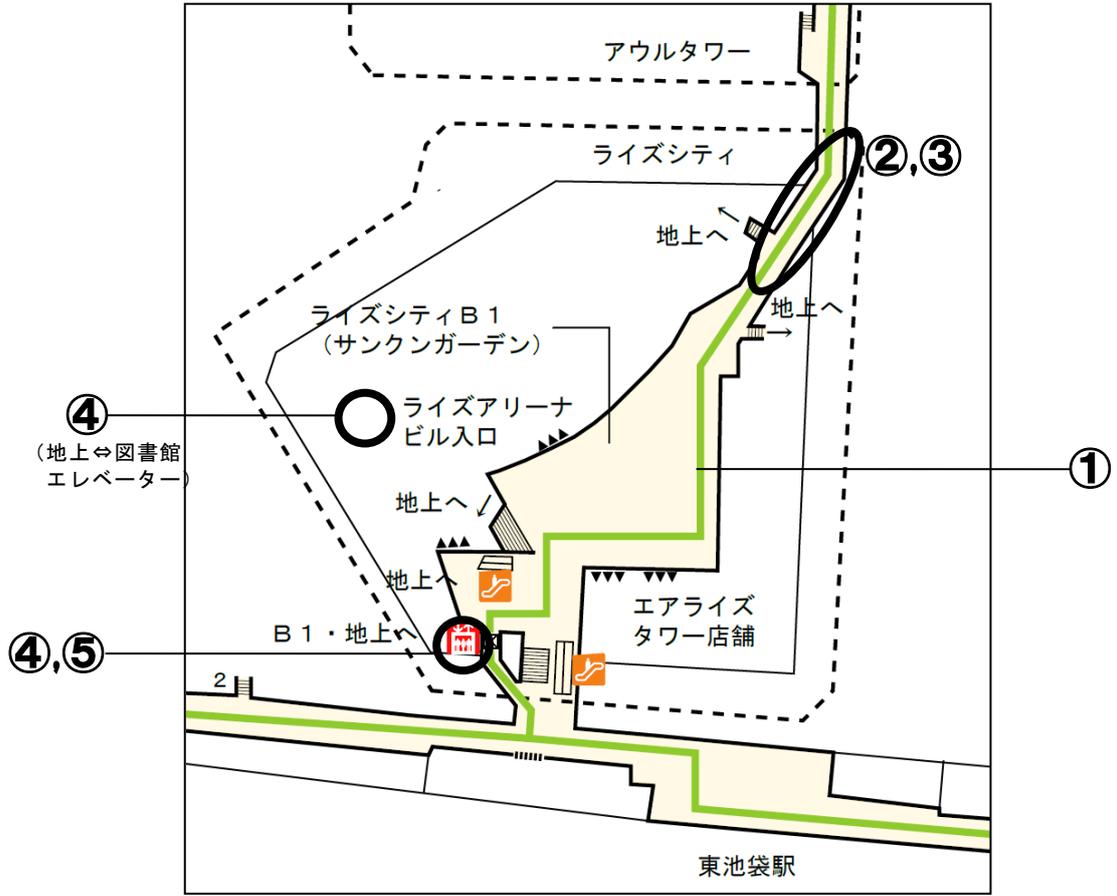
## 2) ライズシティ池袋全体管理組合

| no       | 項目           | 事業の目標  | 特定事業   | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----------|--------------|--|--|--------|------|----|----|----|
|          |              |  |  |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①<br>map | 視覚障害者誘導用ブロック | ・誘導・警告ブロックの形状、材質、色彩は、JIS 基準に基づいた仕様とする。(地下通路及び地上外周)     | ●将来の改修時にあわせ、基本方針に基づき、誘導ブロックの仕様等の見直しを検討する。            | 1      |      |    | ●  |    |
| ②<br>map |              | ・生活関連経路では、誘導ブロックの連続性を確保する。                             |  |        |      |    |    |    |
| ③<br>map | 照明           | ・弱視者等に配慮し、照明設備を適切に運用する。(地下通路)                          | ●関係者との連携により、弱視者等にも配慮した照明設備の適切な運用を検討する。               | —      |      | ●  |    |    |
| ④<br>map | 垂直移動(エレベーター) | ・身障者対応エレベーターの導入を推進する。(地上⇄中央図書館、地上⇄東池袋駅改札階)             | ※身障者対応エレベーター導入済み<br>●将来の改修時にあわせ、機能の拡充について検討する。       | 4      |      |    | ●  |    |
| ⑤<br>map |              | ・手すりの位置等エレベーターまでの動線の利用環境を改善する。(地上⇄東池袋駅改札階エレベーターの改札階付近) | ●エレベーターまでの動線について、利用環境の改善策を検討する。                      | —      |      |    | ●  |    |
| ⑥        | サイン等の案内誘導    | ・改札階行きエレベーターへの案内誘導を充実させる。(地上)                          | ●エレベーターへの案内について、基本方針に基づき、関係者と連携してサイン等の案内誘導の改善策を検討する。 | 4      |      |    | ●  |    |

※ライズシティ池袋は区分所有建物のため、特定事業の実施には管理組合総会の承認が必要となる。

ライズシティ

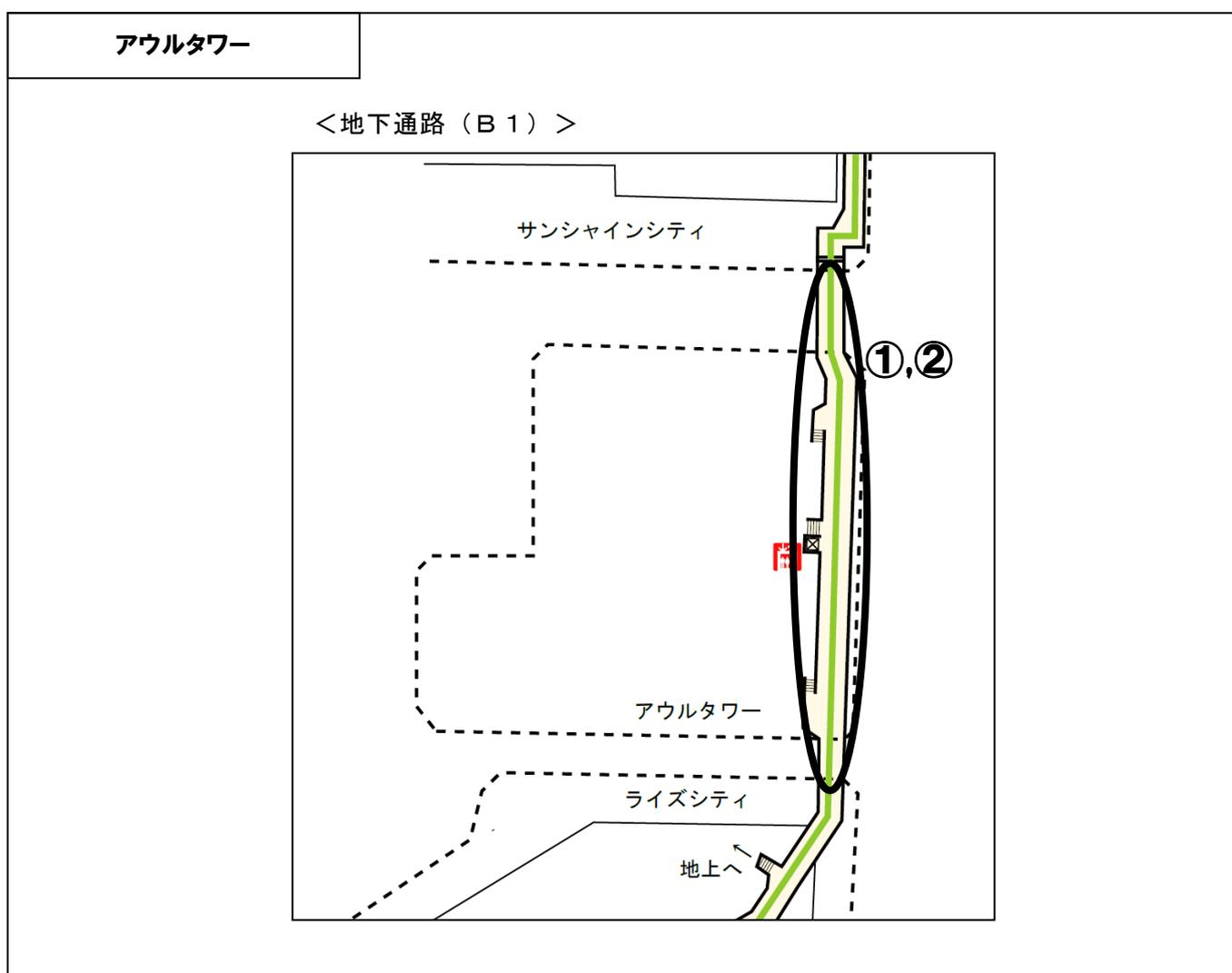
<地下通路 (B1)>



### 3) アウルタワー全体管理組合

| no       | 項目           | 事業の目標  | 特定事業                                     | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----------|--------------|--|--|--------|------|----|----|----|
|          |              |  |  |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①<br>map | 視覚障害者誘導用ブロック | ・誘導・警告ブロックの形状、材質、色彩は、JIS 基準に基づいた仕様とする。(地下通路及び地上外周) | ●将来の改修時にあわせ、基本方針に基づき、誘導ブロックの仕様の見直しを検討する。 | 1      |      |    | ●  |    |
| ②<br>map | 照明           | ・弱視者等に配慮し、照明設備を適切に運用する。(地下通路)                      | ●関係者との連携により、弱視者等にも配慮した照明設備の適切な運用を検討する。   | —      |      | ●  |    |    |

※アウルタワーは区分所有建物のため、特定事業の実施には管理組合総会の承認等の手続きが必要となる。



#### 4) 豊島郵便局

| no | 項目  | 事業の目標                           | 特定事業  | 基本整備方針 | 実施時期 |    |    |    |
|----|-----|---------------------------------|---|--------|------|----|----|----|
|    |     |                                 |   |        | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①  | 出入口 | ・バリアフリー化の充実と維持管理に努める。           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●歩道から出入口まで、誘導ブロックの連続的な配置を検討する。(南側出入口)</li> <li>●スロープを設置する。(南側出入口)</li> <li>●音声・音響案内による目的地への適切な誘導に努める。</li> </ul> | 5<br>3 | ●    |    | ●  |    |
| ②  | 駐車場 | ・障害者用駐車スペースにおける、利用者マナーの啓発を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般利用者への配慮をよびかける。</li> </ul>   | —      |      |    |    | ●  |

### VII. その他の事業

#### 1) 豊島区新庁舎（南池袋二丁目A地区再開発ビル）の整備に関わる特定事業

| no | 項目        | 事業の目標  | 特定事業   | 基本整備方針      | 実施時期 |    |    |    |
|----|-----------|--|--|-------------|------|----|----|----|
|    |           |  |  |             | 短期   | 中期 | 長期 | 継続 |
| ①  | 新庁舎へのアクセス | ・アクセスルートのバリアフリー化と、適切な案内誘導に努める。(新庁舎敷地内)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●池袋駅及び都電電停等からの地上のアクセスについては、基本整備方針に基づき、関係者との連携により、接続道路からの連続的なバリアフリー化を行う。</li> <li>●東池袋駅からの地下通路を通じたアクセスについては、基本整備方針に基づき、関係者との連携により、駅の改札口からの連続的なバリアフリー化を行う。</li> <li>●新庁舎1階出入口周辺における案内誘導については、周辺の公共サインとの連携を図り、情報の整合を図る。</li> </ul> | 1<br>2<br>5 |      |    |    |    |
| ②  |           | ・新庁舎周辺道路において、適切な案内誘導に努める。                    | ●新庁舎及び周辺の整備状況にあわせて、適切な案内誘導を行う。   | 5           | ●    |    |    |    |
| ③  | トイレ       | ・トイレ設備の充実を図る。                                | ●多機能トイレ、一般トイレを含め、誰もが利用しやすいトイレを整備する。(多機能トイレの数と機能設備、音声・点字案内等)  | —           | ●    |    |    |    |
| ④  | 駐輪場の運用    | ・イベント時等の需要を踏まえ、十分な規模の自転車駐車を確保するとともに、適切に運用する。 | ●新庁舎に十分な規模の自転車駐車を確保する。   | —           | ●    |    |    |    |
| ⑤  | 建設段階での関与  | ・住民意見を整備に反映させ、新庁舎のバリアフリー化を充実させる。             | ●整備の進捗に応じて、協議会(住民部会含む)を対象とした意見交換等を行い、可能な限りその後の整備に反映させていく。  | —           | ●    |    |    |    |

## 5. 心のバリアフリーへの取り組み

高齢者や障害者、ベビーカー利用の乳幼児連れの方など、誰もが安心して外出できるよう、エレベーターやエスカレーター、誘導・警告ブロックの敷設など、ハード面でのバリアフリー化が進んできましたが、その一方で、周囲の人たちの理解や協力がなければ、解消されないバリアもたくさん残っています。

街なかで不便を感じている方々のことを理解し、気遣い、協力できる、そのような社会をつくるためにも「心のバリアフリー」への取り組みを推進することはとても重要となります。

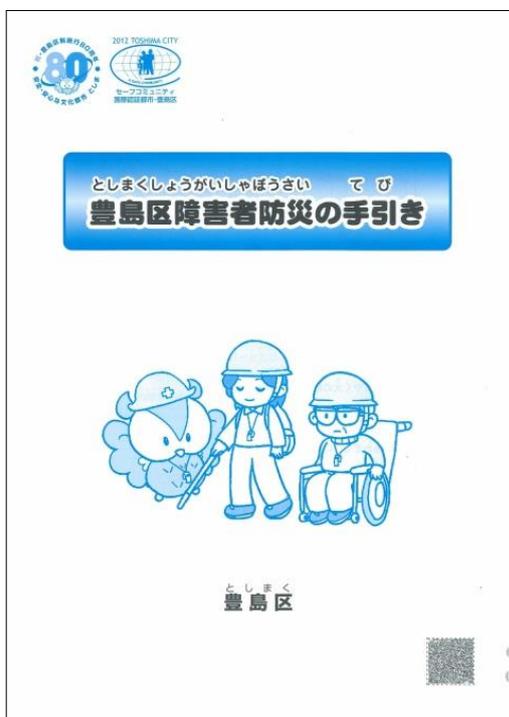
区では、地域保健福祉計画に基づき、また、民間事業者も社員研修の一環として、心のバリアフリーの普及啓発を図っていきます。

### 【区の主な取り組み】

#### 1) ボランティアなどの人材育成と福祉教育、啓発活動の充実

|   |  |
|---|--|
| ① | <p><b>●障害者サポート講座の実施</b></p> <p>障害者への声かけや手助け方法の学習、障害疑似体験など、障害者への簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座を区民ひろば等で開催し、障害者への理解促進ならびに交流を図ります。</p>   |
| ② | <p><b>●ボランティア講座</b> ＊豊島区民社会福祉協議会</p> <p>豊島区民社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動推進事業の一環として、入門講座やテーマ別講座、体験講座などを実施し、人材育成を図ります。</p>  |
| ③ | <p><b>●福祉体験学習の支援</b> ＊豊島区民社会福祉協議会</p> <p>豊島区民社会福祉協議会のボランティアセンターでは、多くの人が福祉への理解を深めることを目的に、学校の授業や企業の社員研修における福祉体験学習を支援、コーディネートします。</p>   |
| ④ | <p><b>●ふくし健康まつり等</b></p> <p>12月3日～9日までの障害者週間に合わせ、世代や障害の有無を超えた区民参加と相互の交流のために「ふくし健康まつり」を開催し、福祉全般についての理解を深めるとともに啓発に努めます。</p>  |
| ⑤ | <p><b>●手話講習会</b></p> <p>聴覚障害者および区登録手話通訳者を講師として、区内在住・在勤・在学者を対象とした手話技術習得に関する講習会を実施し、手話を通して聴覚障害者等への理解を深めるとともに、登録手話通訳者となる人材の育成を行います。</p>   |
| ⑥ | <p><b>●高次脳機能障害、発達障害への理解促進</b></p> <p>相談支援業務や区民向けの講演会を実施するほか、普及啓発リーフレットの配布等により、高次脳機能障害や発達障害に対する理解促進を図ります。</p>   |
| ⑦ | <p><b>●認知症サポーター養成講座</b></p> <p>地域において、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を暖かく見守る応援者（認知症サポーター）になっていただく方を養成する講座を年数回開催しています。講座にはキャラバン・メイト（東京都の「キャラバン・メイト養成研修」を受講し、認知症に関する正しい知識や対処法など、講師となるための研修</p> |

|   |  |
|---|--|
|   | を修了した方たち)を講師としてお迎えし、認知症の方にやさしいまちづくりを目指します。   |
| ⑧ | <p><b>●ヘルプカードの作成・普及</b></p> <p>障害者が、困ったときだけでなく、緊急時、災害時に周囲の配慮や手助けを受けたいときに提示します。ヘルプカードの普及に努めるとともに、ヘルプカードの存在を周知するためのリーフレットを作成し区民への啓発に努めます。</p>                  |
| ⑨ | <p><b>●豊島区障害者防災の手引きの作成</b></p> <p>防災に対する意識の向上を図るとともに、一般区民の方向けに障害種別のサポート方法を示し、災害発生時において障害者に対し適切な対応ができるように作成します。区役所の関係窓口や民間通所事業所、救援センターや町会関係者、学校等に配付しています。</p> |



豊島区障害者防災の手引き



アイマスクを利用した疑似体験  
～障害者サポート講座より～



ヘルプカードと案内用リーフレット

## 2) ユニバーサルデザインの普及・啓発およびマナー向上

|   |   |
|---|---|
| ① | <p><b>●福祉のまちづくりの普及推進</b></p> <p>パンフレットや「福祉のまちづくりガイドマップ」などを作成・配布するとともに、必要に応じて更新し、区のホームページ上で公開することにより、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの普及を図ります。</p>                    |
| ② | <p><b>●放置自転車の撤去</b></p> <p>駅前周辺で、自転車の安全利用と放置自転車解消のためのキャンペーン活動を行います。</p> <p>また、歩道上に放置された自転車の撤去・移動活動を継続的に行い、歩行者の通行の安全を確保するとともに、自転車駐車場の整備を推進します。</p>         |
| ③ | <p><b>●路上喫煙防止の推進</b></p> <p>「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」に基づき、喫煙ルールの徹底を図ります。</p> <p>また、定期的に企業・ボランティアとの協働による街頭啓発キャンペーンや路上啓発シールなどによる普及啓発事業もあわせて行います。</p>             |
| ④ | <p><b>●違反広告物の指導および撤去</b></p> <p>道路管理巡視員による巡回パトロールで指導・取締りを行うとともに、各警察署および関係部署と緊密に連携をとりながら、指導・取締りの強化を図ります。</p>   |
| ⑤ | <p><b>●障害者まち歩き調査</b></p> <p>障害者や地域住民、行政等が共同してまちを歩き、はみ出し看板や点字ブロックの摩耗、歩道の段差など、歩行上危険な場所がないか検証します。危険個所については、「障害者の安全対策委員会」などを通して関係機関や商店街などに要望し、改善を図っていきます。</p> |



障害者まち歩きの様子



豊島区道路管理パトロールカー



放置自転車撤去の様子



路上喫煙防止の街頭啓発キャンペーン

## 参考 ベビーカーマークの設定

国土交通省では、ベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて、実務者で構成される「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」において検討を重ねた結果、平成26年3月に「ベビーカー利用にあたってのお願い」及び「ベビーカーマーク」を決定・公表しました。

### ○「ベビーカー利用にあたってのお願い」

：ベビーカー使用者に対して、ベビーカーの安全な使用をお願いするとともに、公共交通等の一般利用者に対して、ベビーカー利用への理解と配慮を呼びかけていきます。

### ○「ベビーカーマーク」

：公共交通機関や商業施設などにおいて、ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備を明示する「ベビーカーマーク」を設定しました。



ベビーカーマーク

♥ベビーカーは大切な命を乗せています♥  
ベビーカーの安全な使用のために

ベビーカーに子どもを乗せる際にはシートベルトを着用しましょう。

段差や隙間に注意して操作しましょう。

思わぬ動きでベビーカーから子どもが転落することがあります。

乗客に近づいたり隙間に車輪が挟まったりすることがあります。

エスカレーターや階段はベビーカーから子どもを降ろして利用しましょう。

止めている間は、ストッパーをかけ、急のため手も添えているようにしましょう。

急停止などによるバランスを崩し転落することがあります。エレベーターを利用するが、周囲の方に協力をお願いします。

階段で転き出すことがあります。高層や急傾斜など、荷が重かったり急がせたり対応が難しいことがありますので、ベビーカーから目を離さないようにしましょう。

【公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会】は子育てしやすい環境づくりを目指しています。

協議会事務局：国土交通省国土政策局（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課  
協議会事務局：国土交通省国土政策局（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課  
協議会事務局：国土交通省国土政策局（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課

ベビーカー利用者向けチラシ

— ベビーカーは大切な命を乗せています —  
ちょっと気づかう、そっと見守る

ベビーカー利用者や周囲の方は、「子どもの安全」子育てしやすい環境づくりのため、お互いに配慮や理解をお願いします。

こちらでも乗れますよ

こちらがエレベーターです

混雑時などには、利用者どうし快適に利用できるよう、お互い声をかけ合いましょう！

周囲の方は

ベビーカー使用者には、温かい気持ちを持って接し、見守りましょう。

エレベーターがない場所での上り下りなど、手助けを申し出てみましょう。

○エスカレーター等が利用可能な方は、エレベーターの使用を避けてくださるようお願いいたします。  
○スペースを少し広めに利用することがあります。

ベビーカーをご利用の方へ

○周囲の方との接触や通行の妨げなど、ベビーカーの操作には気をつけましょう。  
○困っているときは遠慮せず手助けをお願いします。

【公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会】は子育てしやすい環境づくりを目指しています。

協議会事務局：国土交通省国土政策局（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課  
協議会事務局：国土交通省国土政策局（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課  
協議会事務局：国土交通省国土政策局（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課（〒100-8901 東京都千代田区千代田1-1-1）子育て支援課

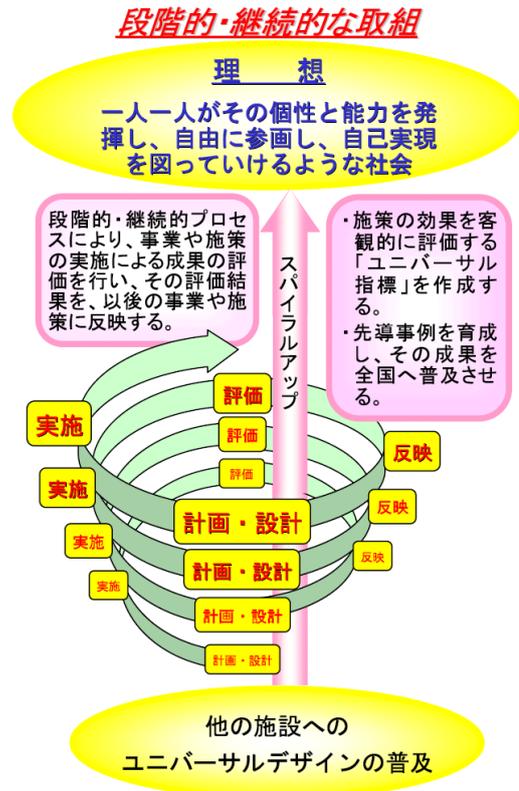
一般利用者向けチラシ

## 6. 実現に向けて

基本構想の作成後は、その実現に向け、特定事業計画の作成や事業実施に渡り、継続的な進行管理を行っていきます。

### 1) 基本的な考え方

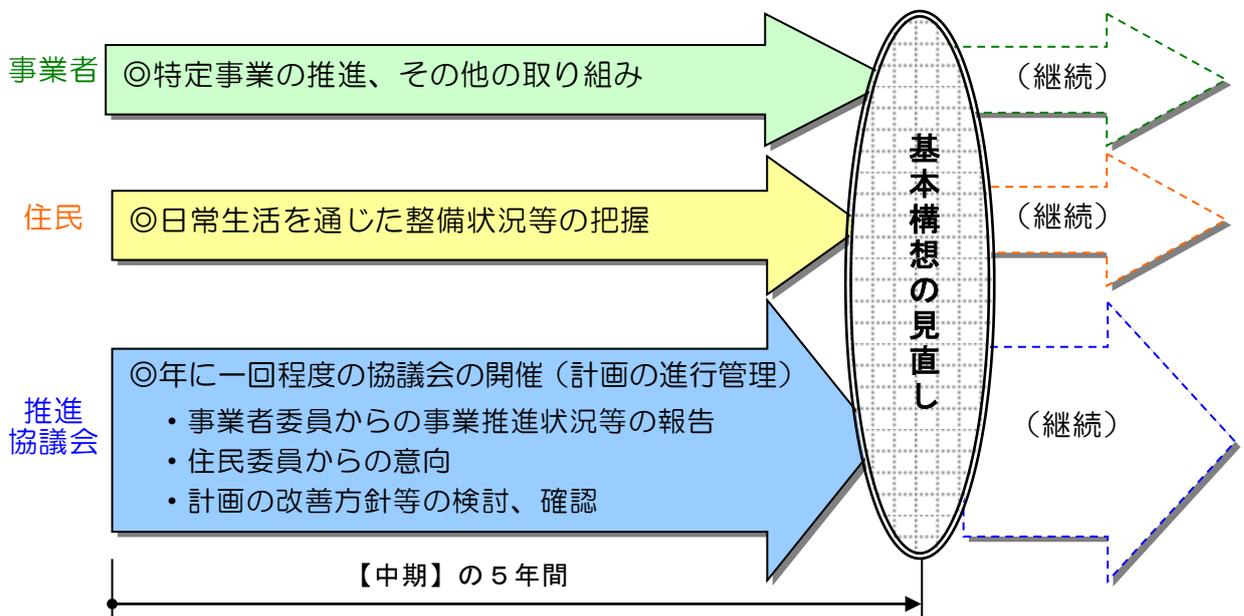
- 特定事業計画の策定と計画的な事業の推進
  - ・基本構想の特定事業メニューに基づき、具体的な整備の内容や実施予定期間を明確にし、計画的に事業を実施します。
- 段階的、継続的な取り組み（スパイラルアップ）の推進
  - ・事業の実施状況を踏まえながら、基本構想を評価・見直します。
  - ・事業終了後も、実施した事業のフォローアップを行い、継続的に基本構想を見直します。
- 住民参加による継続的な検討
  - ・定期的に事業の進捗を把握し、評価するための体制を構築します。



### 2) 推進体制イメージ

池袋駅地区バリアフリー基本構想の実現に向けては、現在の「策定協議会」の体制を「推進協議会」として継続し、引き続き関係者の協働、連携により、事業の推進等を図っていきます。

まずは、特定事業の中期の実施期間について、年1回程度の協議会を実施し、各事業の実施状況や利用者の意向等を確認しつつ、段階的、継続的に取り組んでいきます。





## 池袋駅地区バリアフリー基本構想【エリア拡大編】 参考資料

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 協議会設置要綱         | …1 |
| 2. 住民部会・事業者部会の実施概要 | …3 |



## 1. 協議会設置要綱

### 池袋駅地区バリアフリー基本構想エリア拡大検討協議会設置要綱

平成 25 年 7 月 31 日

都市整備部長決定

制定 平成 25 年 7 月 31 日

#### (設 置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく、池袋駅地区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）に定める重点整備地区の拡大に関して必要な事項を協議するため、池袋駅地区バリアフリー基本構想エリア拡大検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 重点整備地区の拡大に関すること
- (2) その他交通バリアフリーに関すること

#### (構 成)

第 3 条 協議会は、別記 1 に掲げた職にある者をもって構成する。

#### (任 期)

第 4 条 委員の任期は、この要綱の施行の日から基本構想の改訂の日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、あらかじめ区長が指名した者とする。
- 3 委員長は会務を統括し、協議会の議事運営を行う。
- 4 委員長に事故があるときには、副委員長がその職務を代理する。

#### (運 営)

第 6 条 協議会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員を追加することができる。

#### (庶 務)

第 7 条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉総務課並びに都市整備部拠点まちづくり担当課長において処理する。

#### (補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 31 日から施行する。

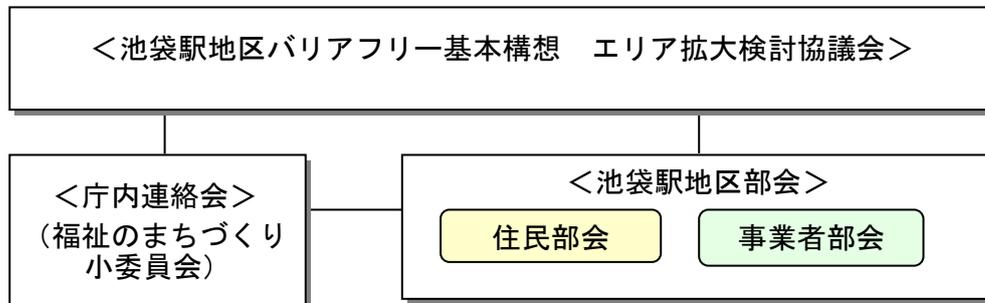
別記1

| 役 職    | 所 属   |
|--------|---|
| 委員長    | 学識経験者   |
| 副委員長   | 学識経験者   |
| アドバイザー | 学識経験者   |
| 委 員    | 国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政・情報課長<br>東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長<br>警視庁巣鴨警察署 交通課長<br>警視庁池袋警察署 交通課長<br>警視庁目白警察署 交通課長<br>豊島区高齢者クラブ連合会 会長<br>豊島区障害者団体連合会 会長<br>豊島区町会連合会 会長<br>豊島区商店街連合会 会長<br>国土交通省東京国道事務所 交通対策課長<br>東京都建設局第四建設事務所 管理課長<br>東京都建設局第四建設事務所 補修課長<br>東京地下鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部計画課<br>移動円滑化設備整備促進担当課長<br>東京都交通局総務部 技術調整担当課長<br>東京都交通局自動車部 事業改善担当課長<br>株式会社サンシャインシティ 総務部次長兼総務部CSR推進室長<br>アウルタワー池袋 全体管理組合 理事長<br>ライブシティ池袋 全体管理組合 事務局長<br>南池袋二丁目A地区市街地再開発組合 副理事長<br>豊島区 保健福祉部長<br>豊島区 都市整備部長<br>豊島区 施設管理部 施設課長<br>豊島区 施設管理部 庁舎建設室長<br>豊島区 施設管理部 庁舎建築担当課長<br>豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長<br>豊島区 保健福祉部 障害者福祉課長<br>豊島区 都市整備部 都市計画課長<br>豊島区 都市整備部 建築課長<br>豊島区 都市整備部 道路管理課長<br>豊島区 都市整備部 道路整備課長<br>豊島区 都市整備部 公園緑地課長 |
| 事務局    | 豊島区 保健福祉部 福祉総務課長<br>豊島区 都市整備部 拠点まちづくり担当課長   |

## 2. 住民部会・事業者部会の実施概要

### 1) 部会の位置づけと検討体制

- ・従前の「基本構想」の策定時と同様に、高齢者、障害者、地域住民、商店主、関係事業者等、各主体からの様々な意見を伺い、本基本構想に反映させるため、＜住民部会＞及び＜事業者部会＞を設置した。



### 2) 両部会開催の概要

#### <住民部会>

- ・利用者の視点から課題を確認・集約し、対応（意向）の方針を整理。
- ・障害者、高齢者等の区民で構成。
- ・ワークショップ形式で、現地調査（駅まち点検）を含め計2回実施。

#### <事業者部会>

- ・住民部会における意向等を踏まえつつ、事業者の視点から、池袋駅全体としてのバリアフリー環境の改善方策について検討し、実現可能性等を整理。
- ・協議会の各事業者委員により構成。
- ・会議形式により1回実施。

#### <合同部会>

- ・住民部会と事業者部会との意見交換を行うため、合同部会を1回実施。

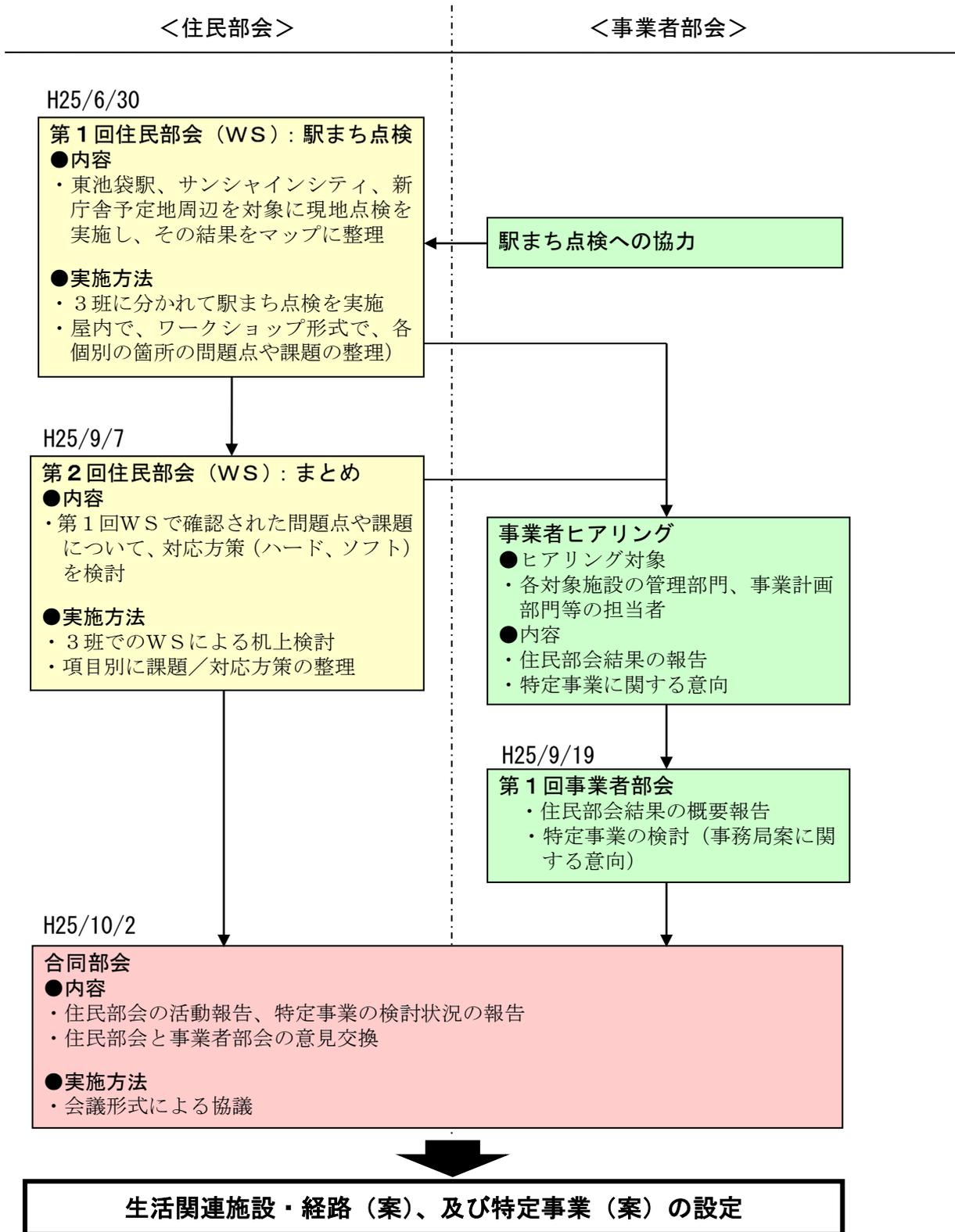
### 3) 部会構成員

- ・各部会の構成員を下記に示す。

| 住民部会   | 事業者部会  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者（アドバイザー）</li> <li>・視覚障害者</li> <li>・聴覚障害者</li> <li>・肢体障害者（車いす利用者）</li> <li>・知的障害者（介護者）</li> <li>・高齢者</li> <li>・地元町会</li> <li>・地元商店会</li> </ul> ※ファシリテーター：豊島区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者（部会長、副部会長）</li> <li>・交通管理者（警察）</li> <li>・鉄道事業者</li> <li>・軌道事業者</li> <li>・バス事業者</li> <li>・道路管理者（都、区）</li> <li>・商業事業者（複合施設管理者）</li> <li>・地区内再開発ビル管理組合</li> <li>・豊島区（施設管理部、土木部）</li> </ul> ※事務局：豊島区 保健福祉部 福祉総務課<br>都市整備部 都市計画課 |

#### 4) 検討内容

- ・各回の「住民部会」における意見を集約し、「事業者部会」に報告、特定事業等に関する意向を確認する。また、両部会の「合同部会」を開催し、それぞれの意向や状況、整備の可能性等を確認し、今後のバリアフリー整備の方向性等の合意を目指した。



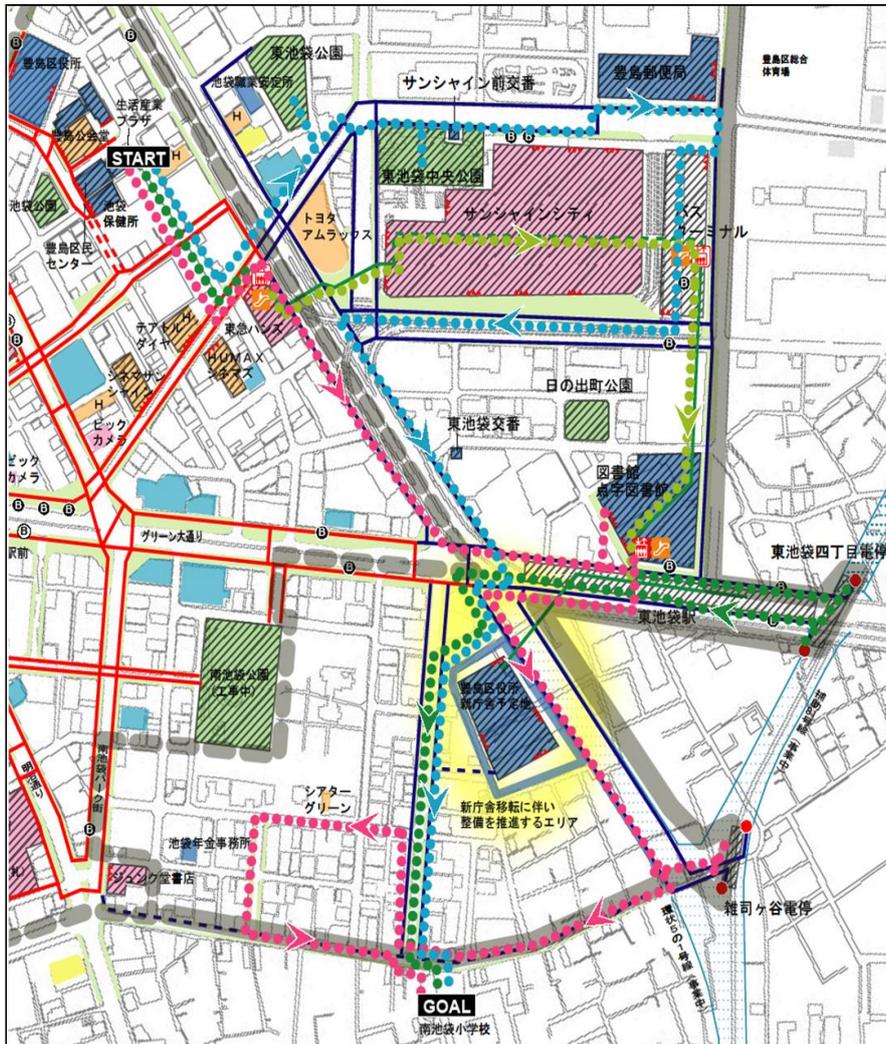
## 5) 住民部会・事業者部会の実施概要と主な意見

### ①住民部会

#### ■第1回住民部会

| 実施概要   | 検討内容  |   |
|--|---|---|
| <p>【日時】平成25年6月30日(日)<br/>13:00~17:00</p> <p>【場所】<br/>前半：現地点検<br/>後半：南池袋小学校多目的室でのワークショップ</p> <p>【参加者数】<br/>納括アドバイザー：<br/>日本女子大学 佐藤 准教授<br/>市民：15名<br/>学生サポーター：2名<br/>事務局：16名</p>  | <p>&lt;前半&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・班毎に現地点検を実施。</li> </ul> <p>○各班の主な点検対象施設</p> <p>A班：サンシャインシティ(内部)、東池袋駅、新庁舎予定地周辺</p> <p>B班：図書館、東池袋駅、新庁舎予定地周辺、雑司ヶ谷電停</p> <p>C班：東池袋公園、サンシャインシティ周辺、新庁舎予定地周辺</p> <p>※点検ルートは下図参照</p> | <p>&lt;後半&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地点検の結果を班毎に地図上に整理し、意見交換を行った。</li> </ul>  |
| <p>【駅まち点検と議論の結果を受けた佐藤先生の講評】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東池袋駅、新庁舎、都電電停、及びサンシャインをどうつないでいくかが重要なポイント。</li> <li>・35年前に建設されたサンシャインシティのバリアフリー化をどう対応していくか。</li> <li>・古い建物は、物理的な改善とは別に、意識やマナーの改善から対応していくことも重要。</li> <li>・新庁舎は、完成後に問題が出ないように、建設中の今の段階から利用者意見等を踏まえ、十分に検討した上で整備を進めてほしい。</li> </ul> |   |   |

#### <駅まち点検ルート>



凡例

A班 ●●●●●●●● (地下)

B班 ●●●●●●●●

C班 ●●●●●●●●



## ■第2回住民部会

| 実施概要  | 検討内容   |
|---|--|
| <p>【日時】平成25年9月7日（土）<br/>10:00～12:00</p>   | <p>・第1回WS（駅まち点検）結果のおさらいを班毎に行った後、個別の問題点や課題に対する対応方策について検討した。</p>                     |
| <p>【場所】生活産業プラザ（地下1階）<br/>（ワークショップ）</p>  |  |
| <p>【参加者数】<br/>統括アドバイザー：<br/>日本女子大学 佐藤 准教授<br/>東京大学大学院 大森 准教授<br/>市民：13名<br/>事務局：13名</p>   |  |
| <p>【議論の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各班で議論された結果について、主要施設別に主な意見を整理する。</li> </ul> <p>○東池袋駅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改札階から地上へのエレベーターが1箇所しかなく、電停側に出るには不便。都電と乗換しやすい位置でのエレベーターを設置して欲しい。</li> <li>・多機能トイレについては、子ども連れの健常者が利用していて、使えないことがある。</li> </ul> <p>○雑司ヶ谷電停・東池袋四丁目電停</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電停ホームに柵を設置して欲しい。</li> <li>・電停ホームへの勾配を、基準に沿って見直して欲しい。</li> </ul> <p>○道路及び交差点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道だけでなく、横断歩道の中の交通島にも、誘導ブロックを敷設して欲しい。</li> <li>・放置自転車が歩道を狭めている。取り締まって欲しい。</li> <li>・大きな交差点では、バリアフリー対応信号機とし、エスコートゾーンを設置して欲しい。</li> </ul> <p>○サンシャインシティ（施設内及び周辺）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どこに行けば案内所があるのかわからない。誘導ブロック、音声案内、誘導サイン等により、案内所への案内誘導を充実させて欲しい。</li> <li>・周辺では、階段や車路横断部等の危険箇所には警告ブロックを敷設して欲しい。</li> <li>・段差のある箇所には、転落防止柵の設置など、安全対策をとって欲しい。</li> </ul> <p>○豊島区新庁舎（整備予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎が完成する前に、現地点検会を実施して欲しい。</li> </ul> <p>【議論の結果を受けた両先生の講評】</p> <p>&lt;佐藤先生&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に関わる事項（階段の警告ブロックがない、階段の段鼻が見にくい、段差箇所の転落防止の必要性など）は、優先順位の高い事業として位置づけていく必要がある。</li> <li>・地下への階段で、止水のために一度上ってから下る構造になっている所がある。今後の課題として、止水とバリアフリーの関係を考えていく必要がある。</li> <li>・トイレは多機能化が進められてきたが、利用の集中が問題となり、近年は「機能分散」へと国の考え方も変わってきた。建物全体で様々なニーズに対応できるように工夫していく必要がある。</li> </ul> <p>&lt;大森先生&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者から、外出時はトイレの場所が分からないので、最寄りの駅のトイレしか使わないとの意見があった。個別の課題も重要だが、どこに何があるのかという情報提供も非常に重要なので、ぜひ検討してほしい。</li> </ul> |  |

## ②事業者部会

### ■第1回事業者部会

| 日時、場所  | 検討内容                                 |
|--|--------------------------------------|
| 【日時】平成25年9月19日(木)<br>14:00~16:00<br>【場所】豊島区役所4階 第2委員会室   | • 住民部会の結果報告<br>• 特定事業の検討(事務局案に関する意向) |
| 【議論の概要】<br>• 2回の住民部会の結果(現況の問題点や課題、利用者からみた対応方策)の報告、従前の基本構想で定めていた「基本方針」の改訂案、及び特定事業の方向性(事務局案)について、事務局より説明した上で、事業者の意見を聞いた。<br>• 各事業者からは、関連する特定事業について、具体的な内容の確認や表現等についての意見が述べられた。 |                                      |

## ③合同部会

### ■合同部会

| 日時、場所  | 検討内容   |
|--|--|
| 【日時】平成25年10月2日(水)<br>16:00~18:00<br>【場所】:豊島区立生活産業プラザ8階   | • 住民と事業者の意見交換<br>(住民部会の補足、事業者側の対応)<br>• 基本整備方針案の検討 |
| 【議論の概要】<br>• 2回の住民部会の結果(現況の問題点や課題、利用者からみた対応方策)の報告を行い、住民部会参加者の補足を聞いた。<br>• また、事業者部会の結果を踏まえ、再整理した「基本整備方針」の改訂案と特定事業の事務局案について事務局より説明し、事業者の意見を聞いた。<br>• その上で、個別の特定事業等について、住民からの意見や事業者の意向等について、意見交換を行った。 |  |



**池袋駅地区バリアフリー基本構想【エリア拡大編】**

平成 26 年(2014 年)4 月

編集・発行 豊島区 保健福祉部 福祉総務課  
都市整備部 都市計画課

〒170-8422 東京都豊島区東池袋 1-18-1

電話 03-3981-1111(代表)